



道の駅遠軽森のオホーツク (遠軽町)

ENGARU SHINKIN BANK DISCLOSURE 2024

遠軽信用金庫の現況

ディスクロージャー 2024



白滝ジオパーク交流センター (遠軽町)



■ 情報編 ■

CONTENTS <目次>

ごあいさつ	1	2024年度採用職員のご紹介	23
基本理念・金庫プロフィール	2～3	法令等遵守態勢を含めたリスク管理体制	24～25
役員一覧・組織図	2～3	法令等遵守(コンプライアンス)の体制	26
2023年度の概況	4	コンプライアンス基本方針(遠軽信用金庫行動綱領)	26
2024年度の展望と課題	4	反社会的勢力に対する基本方針	26
預金積金・貸出金・収益の推移	5	マネー・ローンダリング・テロ資金供与・	
自己資本比率の推移	6	拡散金融対策方針	27
金融円滑化への取り組み	7	利益相反管理方針	27
信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権	8～9	金融ADR制度への対応について	28
遠軽信用金庫と地域社会	10～11	個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)	29
中小企業の経営の改善及び		主要な事業の内容	30
地域の活性化のための取組の状況	11～13	預金商品のご案内	30
経営者保証に関する取組方針及び		ローン商品のご案内	31
「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況	14	各種サービスのご案内	32～33
CSRと社会貢献活動への取り組み	15～17	主な手数料のご案内	34～35
トピックス(1年のあゆみ)	18～19	店舗配置図・地区一覧	36～37
総代会制度	20～21	店舗一覧・店外ATM一覧	38
遠軽信用金庫の人材育成	22～23	沿革	39

■ごあいさつ



皆様には、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、遠軽信用金庫に格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2023年度の国内経済は、世界的な景気拡大維持と日本銀行による金融緩和政策継続のもと、円安や株価高騰、新型コロナウイルスの感染症法上の分類変更による大規模イベントの復活及びインバウンドの回復等により、緩やかな景気回復が続いてきました。

一方、北海道内の経済も、物価上昇による建築資材の高騰や人材不足等の課題はあるものの、次世代半導体の量産を目指すラピダスの千歳市進出や人流の回復により観光・飲食業などの対面型サービス業が復調していることから、緩やかに景気回復する状況となりました。

このような経済情勢の中、当金庫は堅実経営を基本とし、業容の拡大及び経営基盤の拡充を図りながら、強靱な経営体質の構築に努めました結果、765百万円の当期純利益を計上することができました。また、金融機関の経営の安全性・健全性を示す自己資本比率は、18.27%と国内基準(4%)を上回る高い水準を確保したほか、不良債権比率も1%を下回る0.61%と低い水準を維持することができ、安心してお取引いただける経営内容と認識しております。

新年度におきましては、海外経済減速の懸念や労働時間制限による「2024年問題」などの不安材料を内包しているものの、コロナ禍収束による消費行動の変化やインバウンドの復活、DX・GX投資により、引き続き緩やかな景気回復が期待される中、当金庫は、引き続き取引先の資金繰り支援などを積極的に行うとともに、事業承継や人材確保などの経営課題解決に積極的に取り組み、地域経済を支えていく方針でありますので、今後とも一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

皆様には、本年度も当金庫の経営内容や事業活動をご理解いただくため、2024年版ディスクロージャー誌「遠軽信用金庫の現況」を作成いたしましたので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

2024年7月

理事長 市川 裕記

遠軽信用金庫の基本理念

遠軽信用金庫は、この基本理念に則り、中小企業の発展と豊かな国民生活の実現、地域社会の繁栄に寄与することを社会的使命といたします。

金庫と役職員は、ともにこの使命を深く認識し、高い倫理観と使命感をもって行動し、協力して地域社会の一員としての金庫の役割の達成と、健全で調和のとれた金庫の発展に努めてまいります。

経営理念

- 1. 地域社会繁栄への奉仕
- 2. 健全経営による事業の繁栄
- 3. 明るい職場づくりと人材の育成

コーポレートスローガン
(経営の基本姿勢)

誠実・勤勉・親切で、
信頼されるえんしんを
築こう。

理事長訓

一流の品格
一流の信用
一流の精神

●役職員の行動指標
(3つのねがい)

- 1. われわれは、この仕事を通じ、真実・公正・愛情を傾けて、地域社会の繁栄につくしましょう。
- 2. われわれは、うまずたゆまず、心を正し、技をねり、智能を高め、ムダを省き、この道を極めて、事業の繁栄につくしましょう。
- 3. われわれは、相互にいましめ合い、助け合って、楽しく明るい職場をつくりましょう。

●理想とする職員像

- 1. 仕事を愛する人
- 2. 勉強する人
- 3. 他人と調和のできる人
- 4. お金を大切にする人
- 5. 健康で明るい人

役員一覧



理事長
市川 裕記
(代表理事)



常務理事
大関 裕司
(代表理事)



常務理事
佐藤 健治
(代表理事)



常勤理事
戸島 隆志



常勤理事
高木 義和



常勤理事
佐藤 祥晶



理事・顧問
島田 光隆



理事※1
管野 伸一



理事※1
西村 幸浩



理事
岡崎 和弘



理事※1
高橋 光貴



常勤監事
木田 浩司



監事※2
高橋 義久



監事
遠藤 利秀

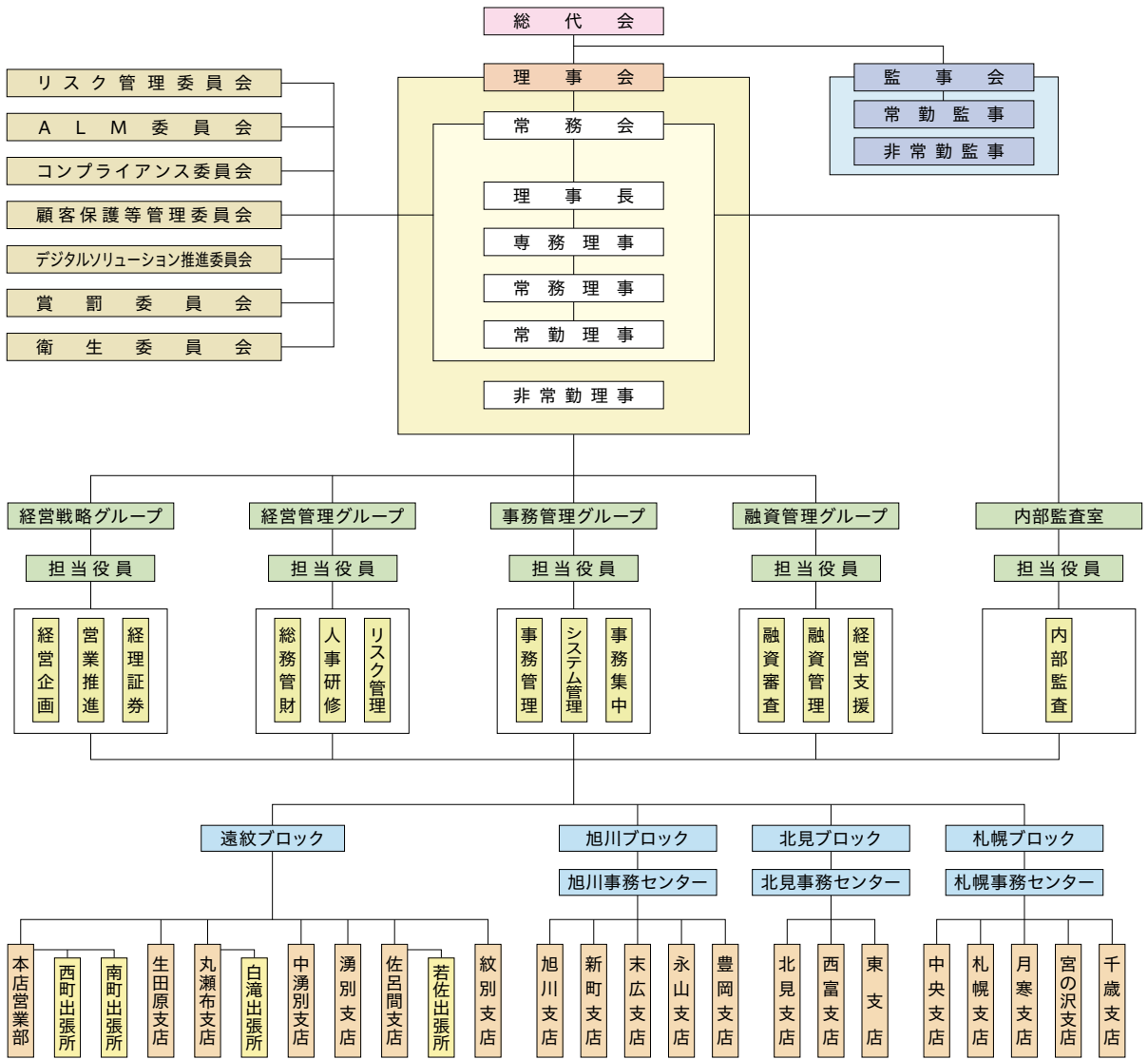
※1 信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
※2 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

金庫プロフィール

名 称／遠軽信用金庫
本店所在地／〒099-0495
北海道紋別郡遠軽町大通南1丁目
1番地15
TEL 0158-42-2141 (代)
創 立／1950年7月19日
店 舗 数／24店舗 (うち出張所4店舗)
職 員 数／188人
出 資 金／310百万円
会 員 数／11,863人
預 金／384,371百万円
貸 出 金／180,574百万円



組織図



安定した業績と高い自己資本比率で 健全な経営体質を維持しています。

2023年度の概況

（事業方針）

2023年度は、当金庫が策定した中期経営計画『えんしん「支援力の強化と変革への挑戦」3か年計画～課題解決による地域経済の発展を目指して～《貸出先数5,000先への挑戦》』の最終年度として、地域やお客様の課題解決並びに顧客満足度の向上に向けた諸施策を積極的に展開いたしました。

重要な施策といたしましては、資金繰り支援・経営相談などの課題解決に資する活動や、地域企業の各種補助金の活用を支援する活動等、お取引先に寄り添いながら事業継続に向けた取り組みを継続して実施いたしました。加えて、4月には、地域の金融サービスを維持するため、湧別町指定金融機関業務の取り扱いを開始し、11月には、営業基盤の拡充を図るため、札幌圏5店舗目となる千歳支店を開設いたしました。

また、最高当選金額が100万円の「夢付き定期預金《スーパードリーム》」など、種々のプレミアム定期預金を積極的に推進したほか、取引先等からの不動産売買仲介及び賃貸管理等に関する相談業務に適切かつ迅速に対応するため、不動産業者との顧客紹介業務に関する連携を図り、顧客満足度の向上に努めました。

そのほか、少年野球大会、少年サッカー大会及び少年ラグビーフットボール大会の開催によるスポーツ振興や金融教育講座による金融リテラシーの向上に努めるとともに、特別協賛としてビッグバンドコンサートの開催協力や当金庫主催の婚活パーティーを開催して、地域の持続的発展に取り組みました。

（金融経済環境）

2023年度の国内経済は、世界的な景気拡大維持と日本銀行による金融緩和政策継続のもと、円安や株価高騰、新型コロナウイルスの感染症法上の分類変更による大規模イベントの復活及びインバウンドの回復等により、緩やかな景気回復が続いてきました。さらに、春闘における30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲などが見

られるなかで、2024年3月に東京株式市場の日経平均株価は史上初めて4万円を超える状況となりました。

また、日本銀行は、2%の物価安定の目標が持続的・安定的に実現していくことが見通せる状況に至ったと判断し、マイナス金利政策の解除及び長短金利操作（イールドカーブコントロール）の廃止を発表、利上げに踏み切りました。

一方、道内の経済情勢は、物価上昇による建築資材の高騰や人材不足等の課題はあるものの、次世代半導体の量産を目指すラピダスの千歳市進出や人流の回復により観光・飲食業などの対面型サービス業が復調していることから、緩やかに景気回復する状況となりました。

（業績）

〈預金〉

預金積金については、期中平均残高3,868億円（前期比2.38%増）、期末残高3,843億円（前期比1.93%増）となり、夢付き定期預金《スーパードリーム》の推進などにより個人預金が増加したほか、法人預金や公金預金も増加し、総じて順調に推移いたしました。

〈貸出金〉

貸出金についても、期中平均残高1,761億円（前期比2.45%増）、期末残高1,805億円（前期比4.12%増）となり、アパートローンなどを中心に成果が上がり、総じて順調に推移いたしました。

〈損益〉

経常収益は、運用利回りが上昇したこと及び貸出金の残高増加に伴う貸出金利息の増加等により、資金運用収益が増加したことから、前期比10.84%増の46億円となりました。

経常費用は、保有する有価証券のメンテナンスにより、その他業務費用が増加したほか、システム関連の費用が増加したことから、前期比12.17%増の35億円となりました。

この結果、経常利益は10億円（前期比6.61%増）、税引前当期純利益も10億円（前期比6.55%増）、当期純利益は7億円（前期比1.20%増）となり、前期に比べ増益となりました。

取り組みを推進し、安定収益の確保に努めてまいります。

また、顧客利便性の向上及び業務の効率化に向けたDX戦略への対応や、存在感を高めるための取引先数の増加、地域やお客様の課題解決を担う人財の育成など、多くの課題に適切な対応を図りながら、協同組織金融機関として持続可能なビジネスモデルの進化に向けて態勢を整備するほか、中期経営計画『えんしん「未来を拓く変革への挑戦」3か年計画～信用金庫の真価の発揮と地域の持続的発展を目指して～』の初年度として、①支援力・営業力の真価、②経営力・内部態勢の真価、③人財力・組織力の真価、④業界総合力の真価の4つを基本方針に基づく経営戦略に掲げて、信用金庫としての社会的使命を全うする方針であります。

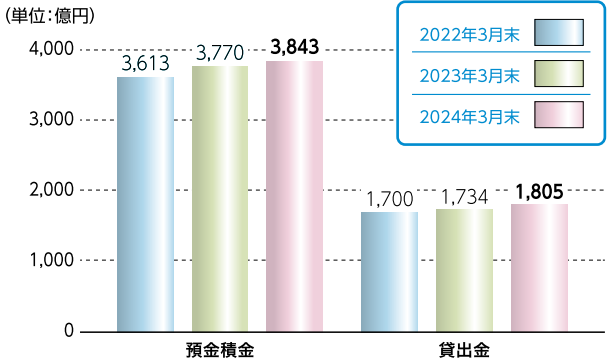
預金積金残高及び貸出金残高の推移



預金積金は、夢付き定期預金《スーパードリーム》の推進などにより個人預金が増加したほか、法人預金や公金預金も増加し、残高は3,843億円となりました。



貸出金は、金融機関向け融資及びアパートローンのほか、住宅ローン等の積極的な推進により、事業者向け設備資金及び個人向け消費資金が増加したことから、前期末に比べ71億円増の1,805億円となりました。



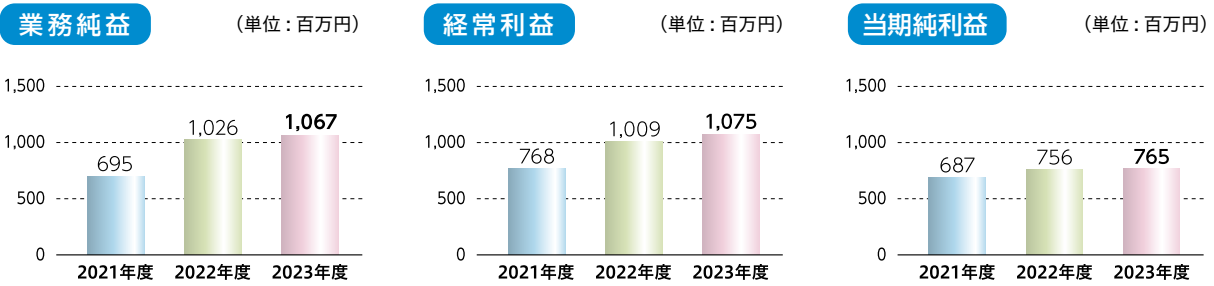
収益の推移



2023年度の決算は、貸出金残高の増加及び貸出金利回りの上昇に伴う利息収入の増加があったことから、業務純益は1,067百万円（前期比3.97%増）、経常利益は1,075百万円（前期比6.61%増）となりました。

業務純益とは、金融機関の基本的な業務に係る利益を表すもので、業務粗利益から業務遂行に必要な費用（経費、一般貸倒引当金繰入額）を控除したものです。
特にこの指標は、貸し倒れ発生の際の償却能力を判断する基準ともなります。

また、当期純利益は765百万円（前期比1.20%増）となりました。



(単位：百万円)				
区 分	2021年度	2022年度①	2023年度②	増 減②－①
業 務 純 益	695	1,026	1,067	40
経 常 利 益	768	1,009	1,075	66
当 期 純 利 益	687	756	765	9

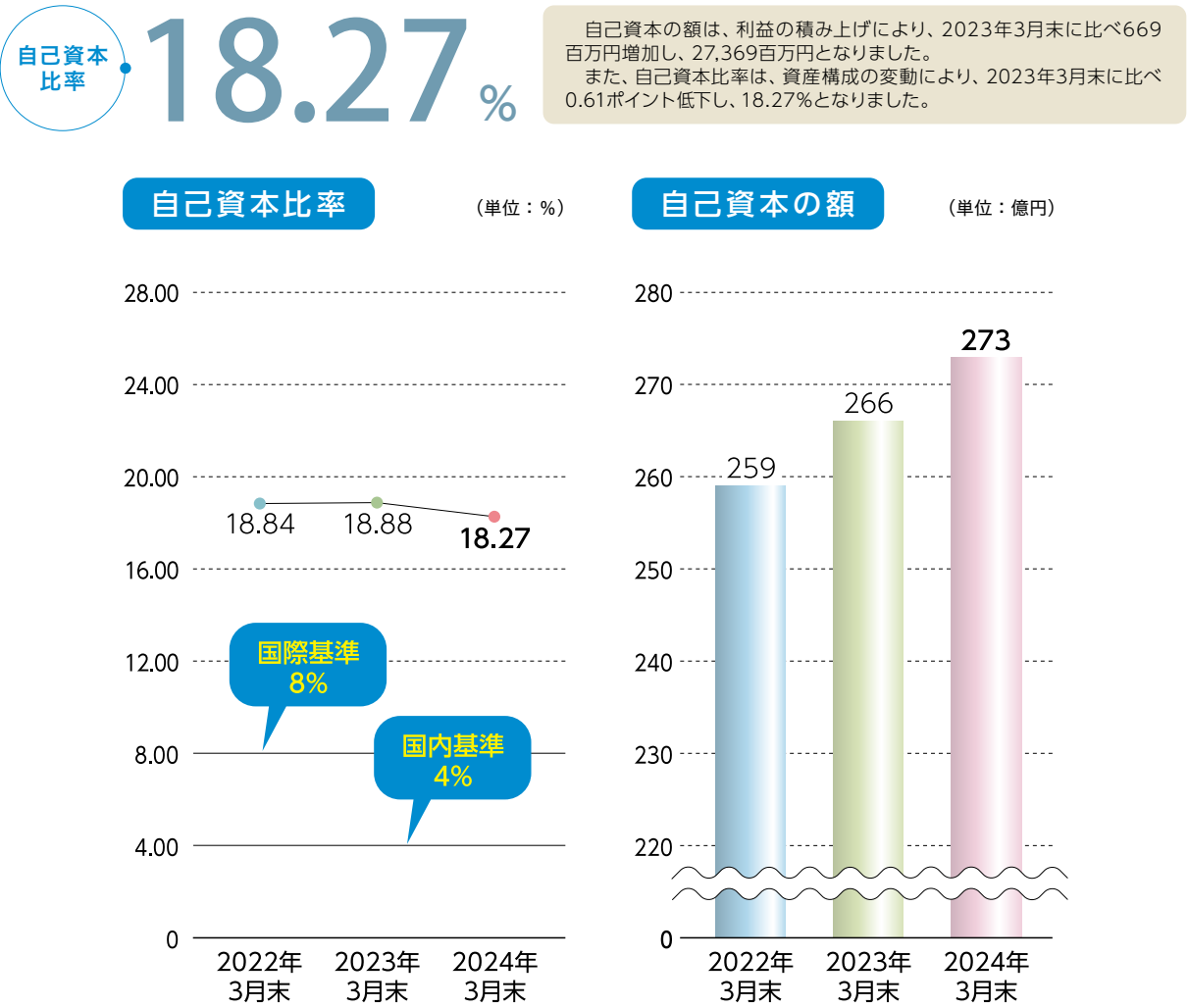
2024年度の展望と課題

2024年度の国内経済は、海外経済減速の懸念や労働時間制限による「2024年問題」など、不安材料を内包しているものの、コロナ禍収束による消費行動の変化やインバウンドの復活、DX・GX投資により、引き続き緩やかな景気回復が期待されております。

こうした中、当金庫としては、地域金融機関としての役割を果たすべく支援力の真価を発揮し、取引先の資金繰り支援などを積極的に行うとともに、経営相談や事業承継の支援を強化し、経営課題解決のため、お客様に寄り添い、地域経済を支えていく方針であります。また、ネット銀行の台頭やサービスの多様化などにより、競争の激化が予想されることから、引き続き貸出金の増強や余裕資金運用の多様化のほか、さらなる収益性、効率性、健全性の向上に資する取

経営の健全さを示す自己資本比率。
《えんしん》は国内基準の4倍を超える高い数値です。

■自己資本比率の推移



〈自己資本比率とは〉
$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額}}{\text{リスク・アセット等}}$$

自己資本比率とは、出資金や内部留保などの自己資本の額を、貸出金などの各種の資産をリスク・ウェイトにより調整したもの（リスク・アセット）等の合計で除したもので、金融機関の健全性を示す重要な指標とされております。

自己資本の比率が一定基準に満たない金融機関に対しては、業務改善命令など早期是正措置が発動されます。その基準は、海外に拠点を持たない金融機関の場合、4%未満となっております。
※自己資本比率の算出方法につきましては、資料編15ページをご覧ください。

(単位：％、百万円)				
区 分	2022年3月末	2023年3月末①	2024年3月末②	増 減②－①
自 己 資 本 比 率	18.84	18.88	18.27	△ 0.61
自 己 資 本 の 額	25,904	26,699	27,369	669
リスク・アセット等	137,481	141,346	149,753	8,407

中小企業の皆様の円滑な資金繰りと
個人のお客様の住宅資金等を積極的に支援しています。

■金融円滑化への取り組み

2009年12月4日に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」は、2013年3月末をもって、期限が到来いたしました。
当金庫では、当法律の期限到来後においても、次のとおり「地域金融円滑化のための基本方針」を定め、これまで同様、お客様の立場に立って親身に取り組んでまいります。

地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取り組み方針

地域の中小企業及び個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申し込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取り組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) 取引先である中小企業の経営・財務状況等の実態をきめ細かく把握し、必要な経営支援を行うための継続的な企業訪問の実施
- (2) お客様の事業価値を見極める能力（目利き能力）を向上させるための継続的な研修の実施
- (3) 貸付条件の変更等のお申し込みがあった場合の本部と営業店の連携を密にすることによる迅速かつ的確な対応の実施

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

ご相談窓口

お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談については、次の相談窓口をご利用ください。

遠軽信用金庫 お客様相談センター 電話番号：0120-97-2141

貸し付けの条件変更等の実施状況（対象期間：2009年12月4日～2024年3月31日）

●金融円滑化法施行後から2013年3月末（金融円滑化法期限）までに申し込みを受けた貸付債権

(単位：件、百万円)			(単位：件、百万円)		
【債務者が中小企業者である場合】	件 数	金 額	【債務者が住宅資金借入者である場合】	件 数	金 額
貸し付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権	519	9,940	貸し付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権	85	596
うち、実行に係る貸付債権	453	8,615	うち、実行に係る貸付債権	72	486
うち、謝絶に係る貸付債権	27	456	うち、謝絶に係る貸付債権	8	78
うち、審査中の貸付債権	—	—	うち、審査中の貸付債権	—	—
うち、取り下げに係る貸付債権	39	868	うち、取り下げに係る貸付債権	5	31

●金融円滑化法施行後から2024年3月末までに申し込みを受けた貸付債権

(単位：件、百万円)			(単位：件、百万円)		
【債務者が中小企業者である場合】	件 数	金 額	【債務者が住宅資金借入者である場合】	件 数	金 額
貸し付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権	1,493	29,903	貸し付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権	141	1,051
うち、実行に係る貸付債権	1,376	25,907	うち、実行に係る貸付債権	125	916
うち、謝絶に係る貸付債権	47	2,179	うち、謝絶に係る貸付債権	8	78
うち、審査中の貸付債権	3	97	うち、審査中の貸付債権	1	9
うち、取り下げに係る貸付債権	67	1,718	うち、取り下げに係る貸付債権	7	46

不良債権処理を積極的にすすめ、
資産の健全化を図っています。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権

当金庫は、「信用金庫法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（金融再生法）に基づき、対象資産の査定を厳正に行っております。

今後とも、お客様からの厚い信頼にお応えできるように、自己資本の充実に努め、将来の貸し倒れに備えて適正な引当金を計上し、経営の健全性維持に取り組んでまいります。

(単位:百万円、%)

区 分		開示残高	保全額	担保・保証等 による 回収見込額	貸倒引当金	保全率	引当率
		(a)	(b)	(c)	(d)	(b)/(a)	(d)/(a-c)
破産更生債権及び これらに 準ずる債権	2022年度	24	24	23	0	100.00	100.00
	2023年度	90	90	67	23	100.00	100.00
危 険 債 権	2022年度	207	191	155	36	92.40	69.98
	2023年度	207	192	156	35	92.57	69.98
要 管 理 債 権	2022年度	829	511	263	247	61.61	43.73
	2023年度	819	493	248	244	60.16	42.78
三 月 以 上 延 滞 債 権	2022年度	—	—	—	—	—	—
	2023年度	—	—	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	2022年度	829	511	263	247	61.61	43.73
	2023年度	819	493	248	244	60.16	42.78
小 計 (A)	2022年度	1,061	727	442	285	68.51	46.02
	2023年度	1,117	775	472	303	69.40	47.02
正 常 債 権 (B)	2022年度	174,342					
	2023年度	181,911					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	2022年度	175,404					
	2023年度	183,029					

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

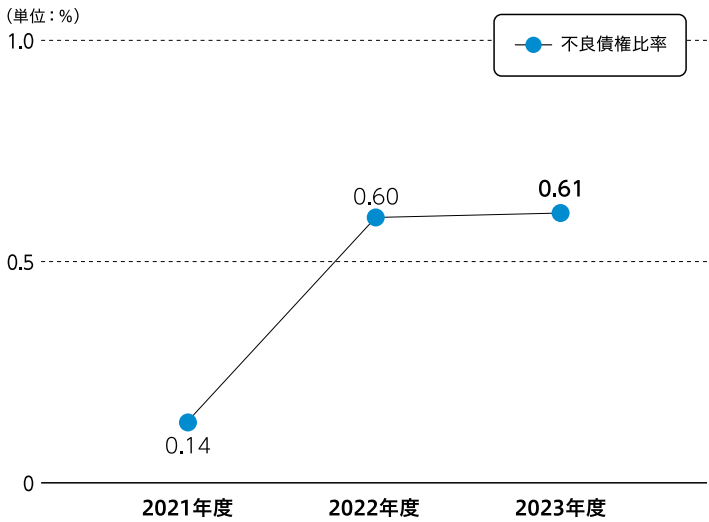
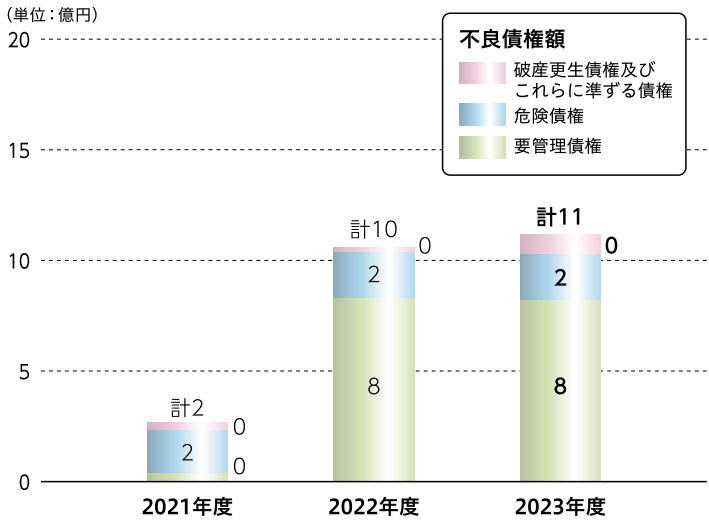
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払いの全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸し付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

信用金庫法及び金融再生法上の不良債権額と不良債権比率の推移



2023年度における信用金庫法及び金融再生法に基づく不良債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権・危険債権・要管理債権）の合計額は、1,117百万円であります。

このうち担保、保証等により472百万円、貸倒引当金により303百万円の合計775百万円が保全されております。



地域経済の持続的発展と
地域社会の活性化に取り組んでいます。

遠軽信用金庫と地域社会

当金庫は、遠軽町に本店を置き、近隣の北見市、紋別市をはじめ旭川市及び札幌市並びに千歳市等の13市20町1村の広域を事業基盤に、中小企業者や住民が会員になって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

お客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に取り組んでいます。



遠軽信用金庫
常勤役員数 196人 店舗数 24店舗
(うち出張所4店舗)

(2024年3月31日現在)

●お客様のご預金について

当金庫では、3,843億円の預金積金をお預かりしております(2024年3月末現在)。また、お客様のニーズにお応えするため、懸賞金付定期預金や公的年金等のお受け取りの方を対象とする定期預金などの特徴ある商品を用意しております。今後とも地域のお客様の資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発やサービスのより一層の充実に向けて努力してまいります。

当金庫は、お客様への「感謝」を趣旨とする預金商品を、次のとおり発売しております。

◇定期預金をすると懸賞金のチャンス

夢付き定期預金
《スーパードリーム》

◇ATMで定期預金を預け入れ

《ATM定期預金》

◇WEBバンキングで定期預金を
預け入れ

《WEB定期預金》

◇公的年金をお受け取りの方専用
年金定期預金《ひまわり》

◇退職金のお預け入れに

《退職記念スーパープレミアム定期預金》

◇相続された資金のお預け入れに

《相続定期預金》



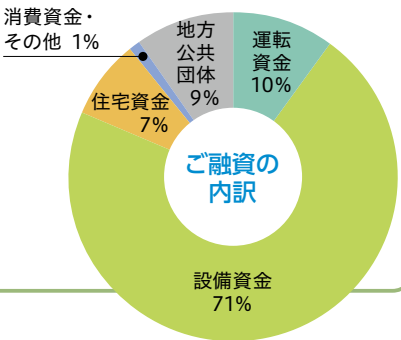
※当金庫の預金商品につきましては、本誌30ページを併せてご覧ください。

●お客様へのご融資について

お客様からお預け入れいただいた預金積金につきましては、お客様の幅広い資金ニーズにお応えし、地域経済の活性化に資するため、その46%にあたる1,805億円を、貸出の形でお客様や地域社会に還元しております(2024年3月末現在)。

※パーセント表示につきましては、単位未満を切り捨てて表示しております。

※当金庫のローン商品につきましては、本誌31ページをご覧ください。



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組方針

当金庫は、地域の健全な事業を営むお取引先に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことは、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮していくことを掲げております。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) 金融円滑化の観点から、新規融資や貸付条件の変更等の申し込み等に対する適切な審査が行われることを確保するため、融資審査部門は、定期的又は必要に応じて随時、融資審査基準及び与信管理方法の見直しを行っております。
- (2) 金融円滑化の観点から、新規融資や貸付条件の変更等の申し込み等に対し、お客様への説明及びサポートの適切性・十分性を確保するため、金融円滑化管理責任者は、関連する各部門責任者と連携してお客様の保護を図るための取り組みを行っております。
- (3) お客様に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取り組みに関する支援の適切性を確保するため、経営支援部門が積極的に関与し営業店を指導しております。
- (4) お客様の事業価値を適切に見極めるための能力(以下、「目利き能力」といいます。)の向上のため、本部の統括部門は職員に対し、目利き能力向上のための研修等を実施しております。

- (5) お取引先からの貸付条件の変更等の申し込み等の求めについて、他業態も含め関係する他の金融機関等（政府系金融機関、信用保証協会及び中小企業活性化協議会等を含みます。）がある場合には、当該他の金融機関等と緊密な連携を図っております。
- (6) お取引先の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するにあたって、地域経済活性化支援機構等と緊密な連携を図っております。
- (7) 金融円滑化管理責任者は、関連する各部門と連携して「経営者保証に関するガイドライン」及び「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づく対応を適切に実施するための態勢整備を図っております。また、職員に対し、同ガイドラインに基づく対応を適切に実施することを確保するために必要な事項を周知徹底しております。
- (8) 金融円滑化管理責任者は、関連する各部門責任者と連携して、お取引先の保証契約に関する相談等に対して「経営者保証に関するガイドライン」に基づき適切に対応するための取り組みを行っております。

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

(1) 創業・新事業支援

- ① 商工会議所、商工会と提携した創業支援資金融資制度の活用促進
遠軽商工会議所、えんがる商工会、湧別町商工会及び佐呂間町商工会と提携して、創業や新規事業に係る資金を支援するため、「創業支援資金チャレンジ」を取り扱いしております。
- ② アパート及びメディカル関連などの創業資金の融資支援
アパート及びメディカル関連などの創業資金の融資支援にあたり、ハウスメーカーや医療機器販売会社等から情報を収集し、堅実な事業経営のためにノウハウの提供に努めております。

(2) 経営改善支援

- ① 貸出条件緩和への取り組み
中小企業の資金繰り悪化や所得の減少に伴う返済負担率の増加に対し、貸出の条件変更を行うなど、柔軟に対応しております。
- ② 経営支援業務の継続
厳しい地域経済環境を踏まえ、お取引先企業に対し経営改善計画書の策定支援などの経営改善支援を継続的に実施しております。

経営改善支援の取組実績（2023年4月～2024年3月）

						(単位:先、%)		
		期初債務者数	うち経営改善支援取組先数	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	αのうち再生計画を策定した先数 δ	経営改善支援取組率	ランクアップ率
		A	α	β	γ	δ	α/A	β/α
正 常 先①		1,943	7		6	7	0.3	
要 注 意 先	うちその他要注意先②	111	11	1	10	11	9.9	9.0
	うち要管理先③	2	2	0	2	2	100.0	0.0
	破 綻 懸 念 先④	11	0	0	0	0	0.0	—
実 質 破 綻 先⑤		4	0	0	0	0	0.0	—
破 綻 先⑥		0	0	0	0	0	—	—
小計(②～⑥の計)		128	13	1	12	13	10.1	7.6
合 計		2,071	20	1	18	20	0.9	5.0

- ③ 経営相談会の開催
経済産業省の「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」、中小企業診断協会北海道や北海道事業承継引継ぎ支援センター等との連携による専門家派遣を活用した経営相談会を10回開催し、取引先の経営課題や事業承継問題の解決に向けた個別相談を延べ26先に行い課題解決支援に取り組んでおります。

(3) 資金繰り支援

事業資金取引先等に対する訪問活動を定期的実施し、業況を聞き取りのうえ、必要に応じて資金繰り円滑化のための融資を検討しております。

(4) 各種セミナー等の開催

地域の中小企業経営者の皆様を対象に、「不動産賃貸業経営支援セミナー」、「えんしんビジネスクラブ会員向けセミナー」及び「遠軽・紋別地方若手経営者交流会」を開催し、経営改善や事業発展のための情報提供等に努めております。



経営相談会の開催 2023年10月11日紋別支店

・不動産賃貸業経営支援セミナーの開催

2023年9月23日、札幌パークホテルにおいて、(株)北海道住宅通信社 編集局長 郡司孝志氏、FPオフィスライズ 代表 中谷俊雄氏を講師に迎えて「非木造が牽引する賃貸住宅市場について～ラビダス効果は?～」、「相続税・贈与税の改正ポイントと家賃収入の出口戦略について」などをテーマにセミナーを開催し、お客様224名に参加いただきました。



4. 地域の活性化に関する取組状況

(1) 遠軽地方景況レポートなどの経営情報の提供

信金中央金庫が取りまとめる「中小企業景況レポート」と、当金庫が作成する「遠軽地方景況レポート」を公表し、お取引先への有用な経営情報の提供に努めております。

(2) 産学官金の連携強化による地域経済活性化に向けた多様なサービスの提供

北見工業大学社会連携推進センター産学官連携推進協力員として活動し、情報の集積を図っております。

(3) 中小企業の販路拡大支援

中小企業の販路拡大を支援するため、ビジネスマッチング等の機会提供に努めております。

・「駅マルシェ2023」へお取引先が来店

2023年9月16日～18日
旭川駅で開催された「駅マルシェ」にお取引先4先に参加いただきました。



(4) 中小企業大学校旭川校研修受講費用の助成

地域の中小企業の事業活性化に資するため、お客様が中小企業大学校旭川校の研修を受講する場合の受講費用を助成しております。

・遠軽・紋別地方若手経営者交流会の開催

2024年2月9日、ホテルサンシャインにおいて、(株)アステップ 代表取締役 中野貴英氏を講師に迎えて、「ちょっとおもしろい経営心理学」などをテーマにセミナーを開催し、お客様33名に参加いただきました。



・「食のビジネスマッチング2023 in 遠軽」を開催

2023年10月26日
本店にてお取引先4先とバイヤー2先との商談会を開催しました。



■経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

(1)経営者保証に関する取組方針

経営者保証に関する取組方針

当金庫は、「経営者保証に関するガイドライン」（「2013年12月一般社団法人 全国銀行協会・日本商工会議所制定」以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- 1. お客様が融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客様のガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客様の意向を踏まえうえで検討いたします。
- 2. 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客様の理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 3. 経営者保証を提供いただく場合、お客様の資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- 4. お客様から既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 5. 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- 6. お客様からガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

(2)「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

	2023年度
新規に無保証で融資した件数	247件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	26.76%
保証契約を解除した件数	145件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

CSR（企業の社会的責任）と社会貢献活動への取り組み

■CSR基本方針

当金庫は、地域金融機関として、その公共的使命を果たすことはもちろんのこと、ローカル・グローバルを問わず広く社会に存在する一企業として、その社会的責任(Corporate Social Responsibility、以下「CSR」という。)を深く自覚し、当金庫と社会が相乗的に持続可能な発展を遂げるため、次のとおり「CSR基本方針」を定め、これを踏まえた経営を推進します。

- 1

当金庫は、刻々と変化する社会情勢を的確に捉え、その時々々の社会が期待する企業の責任や役割を深く考察し、健全な事業活動や社会貢献活動を通して、社会的課題解決への寄与に努めます。
- 2

当金庫は、法令等を遵守することはもとより、社会規範を重視し、誠実かつ公正な業務運営に努めます。
- 3

当金庫は、会員・お客様が最も大切な社会との絆であることをしっかりと認識のうえ、信頼性の高い金融等サービスを提供し、会員・お客様満足度の向上に努めます。
- 4

当金庫は、企業といえども地域社会の一住民であることを自覚し、地域社会との交流を深め、積極的な社会貢献活動に努めます。
- 5

当金庫は、「役職員の成長なくして金庫の発展なし」と考え、職場環境の向上に努めるとともに役職員一人ひとりの自己啓発・資質向上の支援に努めます。

■遠軽信用金庫 SDGs宣言

当金庫は、国連が提唱する「SDGs」(持続可能な開発目標)に賛同し、地域金融機関としての事業活動を通じて持続可能な地域社会の実現に努めてまいります。

- 1

地域社会への貢献
 - 全職員が認知症サポーターの資格を取得
 - 小学生及び高校生を対象とした金融教育講座の開講 等
- 2

地域経済の活性化
 - 若手経営者交流会の開催
 - 中小企業大学校の受講料助成 等
- 3

環境保全
 - 海岸・河川の清掃活動の実施
 - 植樹活動の実施 等
- 4

働きやすい職場づくり
 - 健康経営優良法人の認定取得
 - 連続休暇の取得奨励 等



■環境基本方針

当金庫は、CSRの一環として次のとおり環境基本方針を定め、環境問題への取り組みを推進いたします。

- 1

法令等の遵守

当金庫は、事業活動に関する環境法規制及び業界の環境問題への取り組みに関する指針等に従い、環境問題に取り組むいたします。
- 2

環境に配慮した金融商品・サービスの提供

当金庫は、環境保全に役立つ金融商品の取り扱い、サービス・情報の提供に努め、環境保全に取り組むお客様を支援し、地域社会の環境改善に貢献します。
- 3

省資源・省エネルギーの推進と環境汚染の予防

当金庫は、本部及び本支店における電力・ガソリン及び紙などの使用量削減を図り、環境負荷の低減と環境汚染の予防に努めます。
- 4

役職員による環境問題への取り組み

当金庫は、役職員一人ひとりの環境問題に対する意識の高揚を図るとともに、海岸、河川等の清掃活動などへの積極的な参画を通じて、地域社会の環境保全に貢献いたします。

2023年度の主な社会貢献活動

4月/6月

「信用金庫の日」(6月15日)に係るボランティア活動の一環として、全店で100人の役職員が献血に協力いたしました。



6月

少年サッカー大会の開催
2023年6月10日

青少年育成活動の一環として、6月に「第8回遠軽信用金庫杯U-10サッカー大会」を開催いたしました。



7月

遠軽がんばろう夏まつり千人踊りへの参加
2023年7月8日

遠軽町の夏の一大イベント「第71回遠軽がんばろう夏まつり千人踊り」に55人の役職員が参加いたしました。



5月

少年野球大会・少年ラグビーフットボール大会の開催
2023年5月7日～14日

青少年育成活動の一環として、5月に「第9回遠軽信用金庫杯争奪少年軟式野球遠軽地区大会」及び「第2回遠軽信用金庫杯ラグビーフットボール大会」を開催いたしました。



6月

第38回サロマ湖100kmウルトラマラソン大会にボランティアとして参加
2023年6月25日

「サロマ湖100kmウルトラマラソン」にボランティアとして7人が参加し、50kmコース参加者の受付等を行いました。



7月

コスモス園除草作業への参加
2023年7月29日

遠軽町の「太陽の丘えんがる公園虹のひろばコスモス園」除草作業に、43人の役職員が参加いたしました。



その他の活動

〈環境への取り組み〉

- ・花いっぱい運動の実施(全店)
- ・平和山公園の清掃活動への参加(丸瀬布支店)
- ・リラ街道花壇整備活動への参加(湧別支店)
- ・2023夏 海のゴミ拾いへの参加(紋別支店)
- ・とよひら花ランド活動への参加(月寒支店)
- ・河川清掃活動への参加(生田原支店、中央支店、宮の沢支店)
- ・各地区町内清掃活動等への参加

〈教育活動〉

- ・小学校からの職場見学受け入れ(月寒支店)
- ・エコノミクス甲子園北海道大会の開催(主催:北海道銀行、共催:当金庫ほか7金庫、3信用組合)
- ・高校生インターンシップの受け入れ(本店営業部、紋別支店)

〈地域行事への参加〉

- ・第15回えんがる物産まつりへの参加(本店営業部)
- ・第36回いくたはらヤマベまつりへの参加(生田原支店)
- ・第41回まるせつ観光まつりへの参加(丸瀬布支店)
- ・第10回アンジくんのふるさとまつりへの参加(丸瀬布支店)
- ・第70回北見ぼんちまつり会場警備(北見支店、西富支店、東支店)
- ・2023フェスタつきさつへの参加(月寒支店)

〈その他〉

- ・食のビジネスマッチング2023in遠軽の開催
- ・第13回遠軽・紋別地方若手経営者交流会の開催
- ・経営相談会の開催(全店)
- ・経営に関する個別相談会の開催(中湧別支店、永山支店)
- ・第2回えんしんビジネスクラブ定期総会

8月

北海道マラソンにボランティアとして参加
2023年8月27日

「2023北海道マラソン」に札幌地区4店舗の職員34人がボランティアとして参加し、マラソンコースの整備を行いました。



10月

「えんしんの森」での植樹
2023年10月9日

遠軽町生田原地区の町有林「えんしんの森」で植樹活動を行いました。ボランティアとして職員やその家族55人が参加し、二酸化炭素吸収力の高いクリーンラーチの苗木約1,900本を手植えました。



12月/1月

高校生向け金融教育講座の開催
2023年12月18日、20日、2024年1月23日



12月

えんしんマネー教室の開催
2023年12月27日

当金庫本店において遠軽町内の小学3・4年生の児童を対象に「えんしんマネー教室」を開催し、お金の使い方や大切さについて学びました。



10月

えんがるハロウィーンイベントへの参加
2023年10月8日

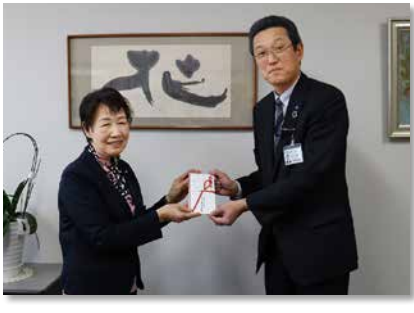
遠軽町で開催される「えんがるハロウィーンイベント」において、仮装パレードに参加した子供たちに職員がお菓子を配りました。



12月

社会福祉法人 北光福祉会へ運営資金10万円の寄附
2023年12月21日

当金庫の広報誌「Wingえんがる」の表紙を作製している地域生活支援パオを運営している社会福祉法人北光福祉会へ10万円の寄附を行いました。



12月

高校生向け金融教育講座の開催
2023年12月18日、20日、2024年1月23日



2月

クロスカントリースキー大会にボランティアとして参加
2024年2月25日

暖冬のため、規模は縮小しましたが、38回目の開催となる「湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会」に14人の役職員がボランティアとして参加し、選手誘導等を行いました。



トピックス (1年のあゆみ)

■夢付き定期預金《スーパードリーム》の発売

最高100万円の懸賞金があたるチャンス!
第21回・第22回の夢付き定期預金《スーパードリーム》を発売し、多くのお客様からご好評をいただきました。



スーパードリームパンフレット

■総代懇談会の開催

2023年4月及び2024年3月、当金庫本支店が所在する道内8地区において総代懇談会を開催し、総代の皆様から貴重なご意見を頂戴いたしました。



総代懇談会(生田原・丸瀬布・白滝地区)

■第72回通常総代会の開催

2023年6月14日、遠軽町のホテルサンシャインにおいて第72回通常総代会を開催し、第73期剰余金処分案等について承認されました。



第72回通常総代会

■広報誌「Wingえんがる」の発行

2023年6月及び11月、当金庫の営業エリア内の各種情報等を掲載した広報誌「Wingえんがる」を発行いたしました。



Wingえんがる第21号・第22号

■遠軽高校での進路講演会の開催

2023年5月15日、遠軽町の将来を担う遠軽高校の生徒を対象に、スポーツを通じてこれからの人生設計の道しるべとなるような機会と人材育成の場を提供するため、ラグビー元日本代表の今泉清氏をお招きし、「負けない心、自信の作り方」をテーマとした講演会を行いました。



遠軽高校進路講演会

■角田健一ビッグバンドコンサートへの特別協賛

2023年10月15日、「吹奏楽の町」遠軽町の子供たちにプロの演奏を聴いていただく機会を提供するため、角田健一ビッグバンドコンサートへの特別協賛を行いました。



角田健一ビッグバンドコンサート

■千歳市に新店舗開設

2023年11月6日、札幌地区5店舗目となる千歳支店をオープンしました。

太陽光発電・蓄電池設備の導入により、温室効果ガス排出量削減、SDGs達成に向けた環境への配慮、災害時の営業拠点となる店舗としました。



千歳支店(千歳市)

■(株)エイブルとの顧客紹介に関する契約締結式の挙行

当金庫の取引先等からの、不動産売買仲介及び賃貸管理等に関する相談業務に適切かつ迅速に対応するため、2024年1月31日に、(株)エイブルとの顧客紹介に関する契約締結式を挙行いたしました。



(株)エイブルとの顧客紹介に関する契約締結式

■夢付き定期預金《スーパードリーム》抽選会の開催

2023年9月8日(第20回)及び2024年3月8日(第21回)に、夢付き定期預金《スーパードリーム》の抽選会を開催いたしました。



第21回スーパードリーム抽選会(本店)

2023年

4月

- ・第21回夢付き定期預金《スーパードリーム》の発売
- ・湧別町指定金融機関の業務取扱開始
- ・総代懇談会の開催(遠軽地区ほか3地区)

5月

- ・クールビズの実施(5月～10月)

6月

- ・第72回通常総代会の開催
- ・広報誌「Wingえんがる」第21号の発行

7月

- ・セーフティラリー北海道2023への参加

8月

- ・遠軽がんばろう太鼓同好会へのグラウンドコート、バッグ及び太鼓用飾り前掛けの寄贈

9月

- ・第20回夢付き定期預金《スーパードリーム》抽選会の開催
- ・婚活パーティー「えんがるde!恋スタ!」の開催

10月

- ・第22回夢付き定期預金《スーパードリーム》の発売
- ・「えんしんの森」植樹活動

11月

- ・会員アンケート調査の実施
- ・EY税理士法人による「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る研修会」の開催
- ・広報誌「Wingえんがる」第22号の発行

2024年

1月

- ・ロールプレイング大会の開催

2月

- ・えんしんアパート・マンション経営サポートBOOK(第12号)の発行

3月

- ・総代懇談会の開催(旭川地区ほか3地区)
- ・第21回夢付き定期預金《スーパードリーム》抽選会の開催

総代や会員の皆様とともに、
さまざまな経営改善に取り組んでおります。

総代会制度

1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。

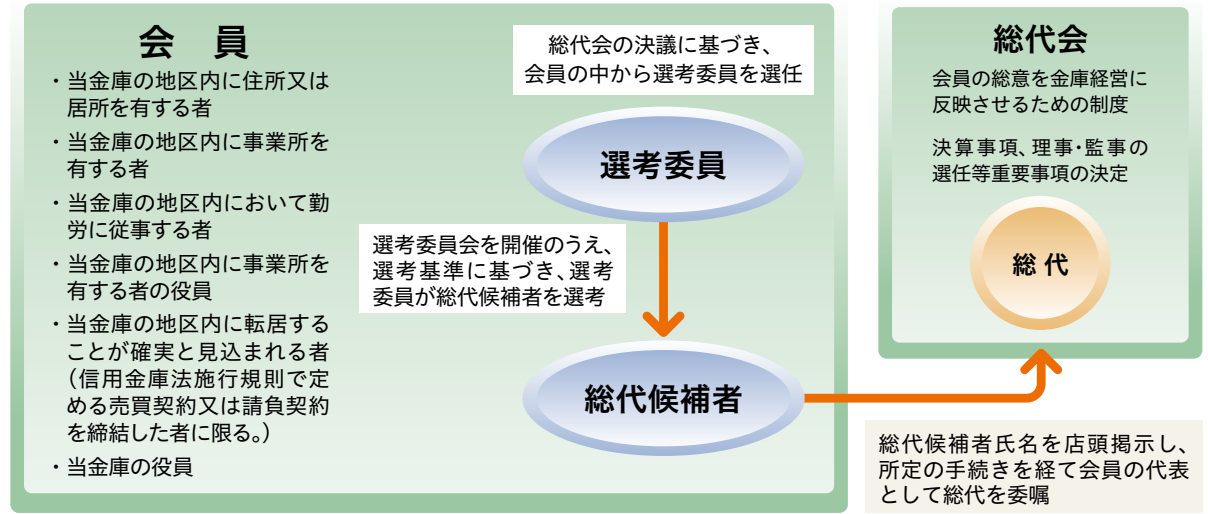
しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにおいて選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、会員アンケート調査や総代懇談会等を実施するなど、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお申し出ください。

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



2. 総代とその選任方法

- (1) 総代の任期・定数
- 総代の任期は3年です。
 - 総代の定数は80人以上100人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。
 - なお、2024年6月30日現在の総代数は88人です。
- (2) 総代の選任方法
- 総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。
- 総代の選考は、総代候補者選考基準(注)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。
- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
 - ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
 - ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

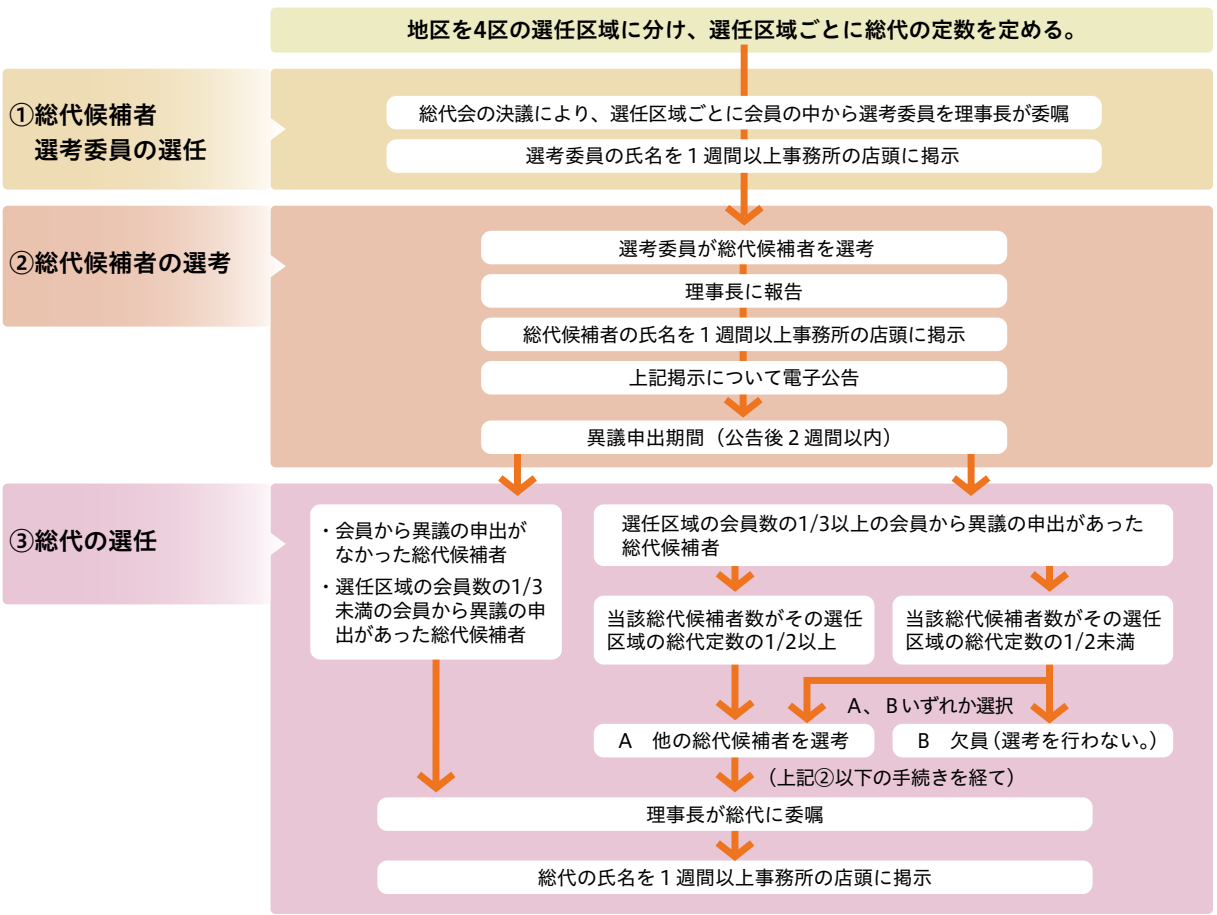
(注) 総代候補者選考基準			
① 資格要件	・当金庫の会員であること		
② 適格要件	・総代としてふさわしい見識を有している人	・良識をもって正しい判断ができる人	
	・人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している人	・その他総代候補者選考委員が適格と認めた人	

3. 第73回通常総代会の決議事項

2024年6月12日、第73回通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

① 報告事項	第74期業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件	② 決議事項	第1号議案 第74期剰余金処分案承認の件
			第2号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件
			第3号議案 所在不明会員の除名の件

総代が選任されるまでの手続きについて



4. 総代の氏名等(敬称略・順不同)

(2024年6月30日現在)

選任区域	人数	氏名
第1区 紋別市・興部町・雄武町	5人	佐藤 正春⑦ 高桑 香樹⑤ 竹本 充孝③ 片山 裕一③ 鶴見誠一郎①
第2区 湧別町・札幌市・岩見沢市・江別市・北広島市・恵庭市・千歳市・苫小牧市・小樽市・石狩市・当別町・月形町・浦臼町・雨竜町・新十津川町・新篠津村	26人	福原 裕二⑧ 吉田 隆一⑥ 佐藤 修⑥ 毛利 強⑤ 丹野 拓也④ 森谷 和洋④ 柴田 清治③ 森 光弘③ 寺本 聡① 吉野 厚志⑩ 長太 昭雄⑨ 田村 経一⑦ 高木 勝正⑤ 長太 雅則④ 北島 耕作③ 中山 輝善③ 藤田 英虎③ 大広 祐司③ 三上 光夫③ 川浪 隆範② 松坂 優② 影山 智一② 伊藤 雅弘② 平 誠① 外崎 雄大① 三宅 仁①
第3区 佐呂間町・北見市・訓子府町・美幌町	17人	佐々木益弘⑥ 湯本 吉夫⑤ 小林 正典⑤ 坂本 智一④ 宇野利喜生③ 青木 康③ 石原 正勝⑥ 土屋 隆幸⑥ 伊東 隆志④ 吉田 勝利④ 川原田宏幸③ 森谷 幸弘③ 高田 有義② 稲村 秀一① 川島 保成① 加藤 義玄① 谷口 高啓①
第4区 遠軽町・旭川市・深川市・上川町・愛別町・比布町・当麻町・鷹栖町・東神楽町・東川町・妹背牛町	40人	品田 康雄⑫ 東海林 強⑫ 島宗 慶太⑥ 舟山 賢一⑤ 梅田 實⑤ 高橋 秀視④ 佐藤 直也④ 秋元 則美④ 中野 健三④ 小池 公裕④ 黒坂 貴行④ 高橋 義昭④ 木村 一則④ 茶木 義尚③ 谷口 寿康③ 丸尾 国弘② 乾 淳② 山崎 幸治① 井上 英勝① 伊藤 友彦① 青野 伸司① 山口 貴生① 大西 孝弘① 小林 大輔① 菅野浩太郎① 渡邊 勇喜① 松嶋 範人⑥ 佐伯 教道④ 大沼 博樹④ 三谷 茂樹④ 上村修一郎③ 米澤 嘉洋③ 山田 智士③ 小森 正浩② 高橋 博文② 二坂 知行② 田原 英直② 佐藤 利明① 高桑 史郎① 穴戸 博之①

(注) 氏名の後ろの数字は、総代への就任回数を表しております。

〈総代の属性別構成比〉

職業別	法人代表者 86%、個人事業主 9%、個人 4%
年代別	70代 20%、60代 28%、50代 35%、40代 15%
業種別	建設業 33%、各種サービス業 20%、卸・小売業 15%、不動産業 15%、製造業 9%、その他 5%

(注) 構成比(%)につきましては、小数点以下を切り捨てて表示しておりますので、合計が100%にならない場合があります。

顧客サービス・満足度向上のための 人材育成を目指しています。

■遠軽信用金庫の人材育成 当金庫では、お客様の幅広いニーズに応えられるよう、人材の育成に努めています。



若手職員の育成 若手職員に対するフォローアップ研修の実施

入庫年度別に遠軽町や当金庫の歴史、えんしん職員としてどのように地域に貢献していくかなど、基本理念の研修を実施し、お客様から信頼される職員の育成に努めています。



接客対応の技能向上 ロールプレイング大会の開催

接客対応の向上を目的に、テーマに沿った対応の技能を競い合う「ロールプレイング大会」を毎年実施しています。今年度は「消費者ローン」をテーマに行いました。

■人材育成について（若手職員の声）



◀融資案件の審査能力向上や情報の共有を図るため、「店内審査会」を随時開催しています。

私は入庫6年目を迎え、本店営業部、永山支店及び旭川支店での勤務を経て、現在は本店営業部で融資担当役員者として勤務しております。

本店営業部は、新入職員3名を含む若手職員が多く在籍する店舗であります。若手職員の育成が急がれる中、後輩職員の成長に少しでも貢献するために、試行錯誤を重ねながら日々指導にあたっております。

後輩職員への指導は、自身のスキルアップにも繋がるものであり、改めて自己研鑽の意識を強くしてくれる貴重な機会となっております。

将来の遠軽信金を担う職員の一人として日々成長している後輩職員と切磋琢磨しながら、業務に取り組んで参ります。

本店営業部 主任
つるが はやと 2019年度入庫
敦賀 隼 融資担当



◀OJTの一環として、新入職員のマンツーマン教育を実施し、実務を通じて先輩職員から新入職員へ技能の伝達を行っています。

私は入庫5年目を迎え、西富支店での勤務を経て、現在は北見支店で窓口業務を担当しております。

昨年からはじめて後輩職員を指導する立場となり、最初は不安や戸惑いを感じておりましたが、上司や先輩方の支えもあり、これまでの経験を活かして自信を持って指導できるようになりました。また、指導することを通じて自分自身が学ぶことも多くあり、後輩職員とともに成長できていることを実感しています。

今後は、自身のスキルアップのために預金業務だけでなく融資業務にも積極的にチャレンジし、幅広い業務で活躍できる職員になれるよう日々励んで参ります。

北見支店
うらやま りな 2020年度入庫
浦山 莉奈 お客様担当



幅広い知識の習得

外部講師による勉強会の開催



外部から専門講師を招聘し、多様な勉強会を開催しています。今年度は、本部及び本店営業部の職員を対象に遠軽町民生部保健福祉課から保健師をお招きして、認知症や糖尿病の発生原因や予防法などを学びました。

規律遵守と礼儀作法

自衛隊隊内生活体験研修への参加



規則正しい生活と厳しい訓練を通じ、社会人として必要な規律の遵守や礼儀を養うため、陸上自衛隊遠軽駐屯地での体験研修に若手職員を派遣しています。

■2024年度採用職員のご紹介

今年度採用の新入職員の中から、日々成長中の新人4名のフレッシュな声をご紹介します。



こくぶん おとは 國分 乙葉
中湧別支店

私は中湧別支店で窓口業務を担当しております。一から学び新しく覚えることがほとんどで戸惑う毎日ですが、上司や先輩方がよく気にかけてくださり、優しく丁寧な指導のもと初めての業務にも励むことができております。私は地元が中湧別のため、顔見知りのお客様も多くご来店されます。育った地元で信用金庫の職員として恩返しができるよう積極的に業務に取り組み、さまざまな検定試験にも挑戦して取得を目指し、自分自身の知識の幅を広げることでお客様のお役に立てるよう努力していきたいです。入庫して間もないですが、社会人としての自覚と責任をもって行動することを忘れず、頑張っていきたいと思っています。



さとう あやみ 佐藤 文美
永山支店

私は永山支店で窓口業務を担当しております。初めてのことで業務を覚えるのに精一杯の日々が続いていますが、上司や先輩方の丁寧な指導とサポートのおかげで窓口対応も少しずつですが自信を持って仕事ができるようになってきました。また、学生から社会人へと立場が変わり、お客様や職員など様々な年代の方とのコミュニケーションを通じて社会人としての心構えを日々学んでいます。まだまだ覚えることは沢山ありますが、積極的に業務に取り組み、お客様から信頼していただける職員になれるよう一生懸命に取り組んでいきたいと思っています。



しのづか ありさ 篠塚 有紗
中央支店

私は中央支店で窓口業務を担当しております。まだわからないことばかりで大変な毎日ですが、優しくご指導してくださる先輩方のおかげで、頑張ることができています。現在は一つひとつの事務処理に間違いがないよう、しっかり確認することを心掛けております。私の不慣れな対応にも関わらず、お客様が「ありがとう」「頑張って」という言葉をかけてくださり、とても励みになっております。不安なことも沢山ありますが、一日でも早く先輩方のように素敵な対応ができるテラーになり、お客様に信頼されるよう日々努力していきたいと思っています。

徹底したリスク管理と法令等遵守で 皆様の信頼にお応えします。

■法令等遵守態勢を含めたリスク管理体制

金融の自由化・国際化の進展、金融技術の発展等により、金融機関を取り巻くリスクは、一段と複雑化かつ多様化しており、経営においてリスク管理の重要性が飛躍的に高まっております。

当金庫では、統合的なリスク管理を行うため、リスク管理委員会を設置しているほか、統括部門としてリスク管理部門を設け、リスク管理体制の強化・充実に努めております。

また、業務の健全性・適切性を確保するための体制整備を定めた「内部管理基本方針」に基づき、内部管理体制の実効性を確保するため、以下11のカテゴリーについて点検・評価を行い、より強固な管理態勢を目指す方針としております。

1.経営管理態勢

経営管理態勢とは、金融機関における業務の健全性及び適切性を確保し、信用の維持及び預金者等の保護を確保するとともに、金融の円滑化を図るため適切な経営管理（ガバナンス）のもと、金庫業務の全てにわたる法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理を行うものです。

以上のことを踏まえ当金庫では、以下に掲げる各管理態勢の徹底と適切性の確保に努め経営管理を行っております。

2.金融円滑化管理態勢

金融円滑化管理態勢とは、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の期限到来後においても、地域の中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するための態勢整備と、業務の適正な運営を図るものです。このため、当金庫では、「地域金融円滑化のための基本方針」を定め、お客様から新規融資のほか、特に貸付条件の変更等を求められた場合は、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けた柔軟な対応に努めております。

3.法令等遵守態勢

法令等遵守とは、法令やルールを厳格に遵守するとともに、社会的規範を全うすることをいいます。金融機関は、その社会的機能から公共性を求められており、高い倫理観と遵法精神を重視した経営が社会から望まれています。このため当金庫では、法令等遵守を経営の最重要課題として位置付け、その維持、向上に資するため、企業の行動指針を定めた「コンプライアンス基本方針（遠軽信用金庫行動綱領）」のほか、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、法令等遵守態勢の構築に努めております。

4.顧客保護等管理態勢

顧客保護等とは、お客様に対する適切かつ十分な説明のほか、相談、苦情等への適切な対応、お客様の情報の適切な管理、外部委託業務の的確性の確保など、お客様の情報やお客様への適切な対応等を確保することです。当金庫では、「顧客保護等管理方針」を制定し、顧客保護等管理態勢の厳正化に努めております。また、営業店窓口や、お客様の声（ハガキ）及びお客様相談センターにおいて受けた、お客様からの苦情、ご意見、ご要望については、適切な対応に努めるほか、苦情等の事例は、定期的にコンプライアンス委員会において原因を分析し、再発防止策を検討のうえ経営陣へ報告する体制としております。

5.自己資本管理態勢

自己資本管理とは、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行うことをいいます。当金庫では、「自己資本管理方針」を定め、自己資本計画の立案、自己資本比率の算定のほか、管理対象リスクに対する資本配賦運営等を行うものとし、配賦限度額の範囲内でのリスク制御

により健全性と収益性の確保を図る体制としております。

6.資産査定管理態勢

資産査定とは、金融機関の保有する資産を個別に検討して、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することであり、お客様の預金などがどの程度安全確実な資産に見合っているか、言い換えれば、資産の不良化によりどの程度の危険にさらされているかを判定するものです。当金庫では、信用リスクを管理するため、資産査定を実施する担当部門を設置し、資産の査定を行い、債権等の将来の予想損失額等を見積もり、適正な償却・引当を行っております。

7.統合的リスク管理態勢

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスクも含めて、それぞれのリスク・カテゴリーごとに評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。当金庫では、「統合的リスク管理方針」のもと、信用リスク、市場リスク（バンキング勘定の金利リスク）及びオペレーショナル・リスクについてリスク量を計測し、そのリスクが顕在化した場合の自己資本に与える影響度合などを分析・評価するとともに、定期的にリスク管理委員会において検討のうえ、経営陣へ報告する体制としております。

8.信用リスク管理態勢

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当金庫では、与信集中リスクを回避するための大口資金規制のほか、特定資金の貸付についてその限度額等を定め管理しております。また、貸出資産の健全性を確保するため、融資審査部門と営業推進部門を分離し、厳格な審査体制をとっております。

9.市場リスク管理態勢

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスクと、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。当金庫では、安定かつ効率的な資金の調達・運用を図るためALM委員会を設置し、資産・負債を総合的に管理するとともに、適切な収益の確保に努めております。

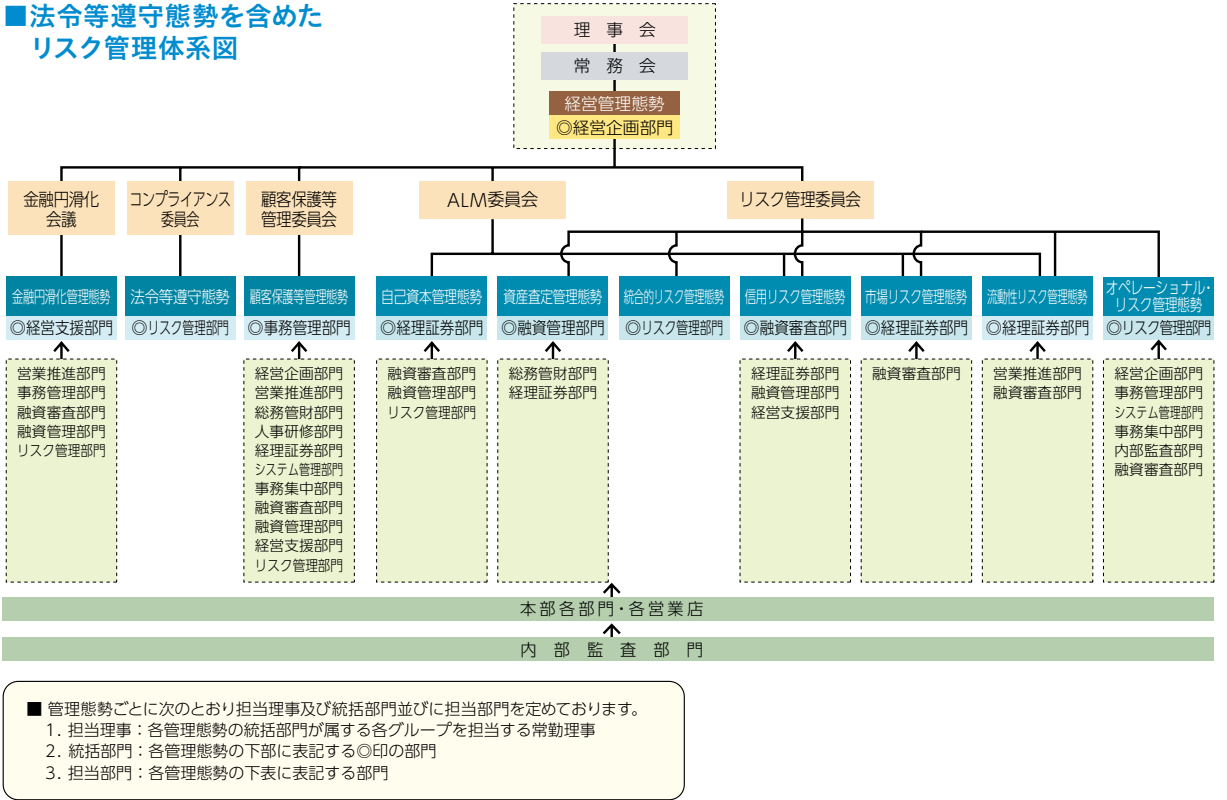
10.流動性リスク管理態勢

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、若しくは通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。当金庫では、市場流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、資金調達及び運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰り体制の充実に努めております。

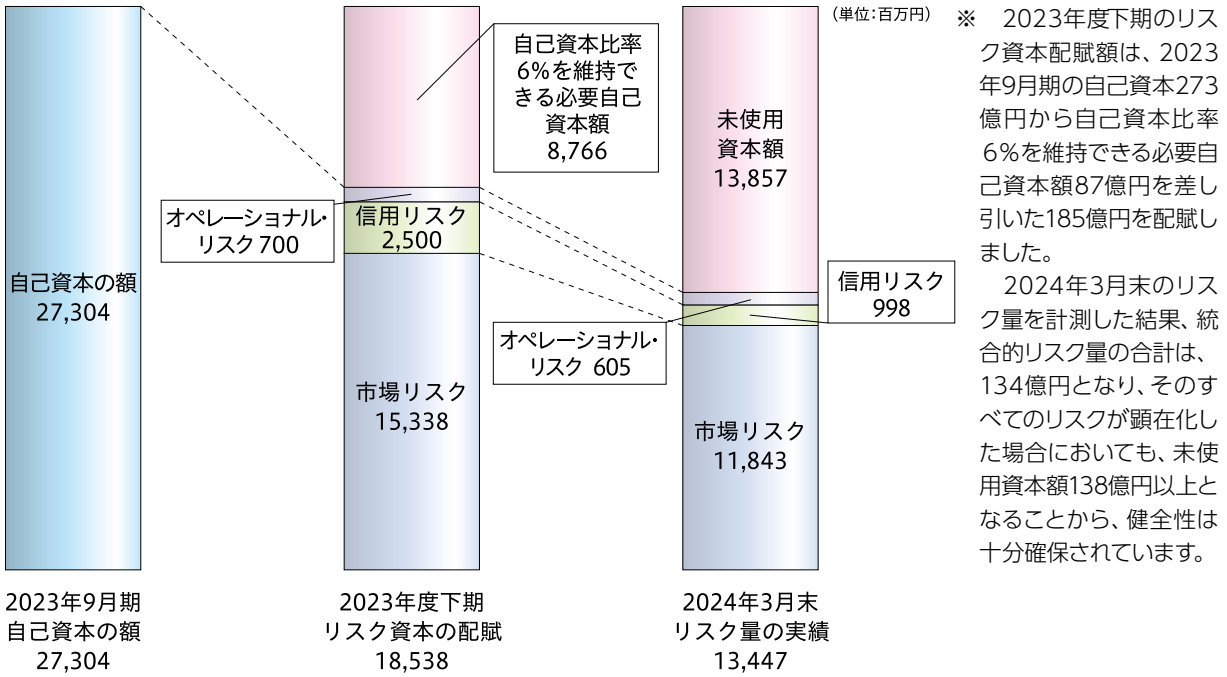
11.オペレーショナル・リスク管理態勢

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはコンピュータ・システムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクのことをいいます。当金庫では、事務リスク、システムリスク、法務リスク及び風評リスクを管理対象リスクとし、態勢整備を図っております。

■法令等遵守態勢を含めた リスク管理体系図



■統合的リスク管理態勢に基づいたリスク量の管理状況（2023年度下期のリスク資本配賦とリスク量の実績）



〈リスク量計算方法〉

信用リスク、市場リスク及びオペレーショナル・リスクについて、次の一定条件のもとでリスク量を算出しております。

管理対象リスク	算 出 方 法	信頼区間	保有期間
信 用 リ ス ク	シミュレーション回数3万回のモンテカルロシミュレーションにより算出しています。	99%	1 年
市 場 リ ス ク	観測期間5年の分散共分散方式により算出しています。	99%	1 年 (有価証券については6か月)
オペレーショナル・リスク	1年間の粗利益に15%を乗じて得た額の直近3年間の平均値としています。(基礎的手法)		

法令等遵守の取り組みにより 公正かつ適正な業務運営に努めております。

■法令等遵守(コンプライアンス)の体制

「コンプライアンス」とは、法令やルールを厳格に遵守するとともに、社会的規範を全うすることをいいます。金融機関は、その社会的機能から公共性を求められており、高い倫理観と遵法精神を重視した経営が社会から望まれています。

このため当金庫は、法令等遵守を経営の最重要課題として位置づけ、その維持、向上に資するため、企業の行動指針を定めた「コンプライアンス基本方針（遠軽信用金庫行動綱領）」のほか、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、法令等遵守体制の充実に努めております。

- さらに当金庫は、以下の諸施策を実施しています。
1. コンプライアンスの具体的な実践計画として、「コンプライアンス・プログラム」を毎年度、策定しております。
 2. 役職員のコンプライアンス(倫理・服務及び法令等の遵守)の徹底を図るため、コンプライアンス委員会を組織し、コンプライアンスに関する事項を総合的に検討、計画及び評価しております。
 3. 各営業店及び本部各グループ(以下「各本店」といいます。))にコンプライアンス責任者及び管理者を配置し、それぞれの役割を明確にしております。
 4. コンプライアンス責任者及び管理者会議を開催し、コンプライアンスに関する問題について検討しております。
 5. 各本店においては、研修会を実施し、コンプライアンス教育の強化を図っております。
 6. 各本店は、四半期ごとにコンプライアンス実践状況をチェックしております。
 7. 年2回コンプライアンス個人アンケートを実施し、各本店の職員自らが自己チェックを行っております。
 8. 内部監査部門において、法令等遵守体制が機能しているかどうかについてチェックしております。
 9. コンプライアンス違反があった場合には、速やかに各本店から事故・法令違反等に係る報告を求め、コンプライアンス委員会及び懲戒委員会を開催するなど、それに基づく適切な対策を講じ、再発防止に努めております。
 10. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を断固として排除するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定めております。また、警察当局との連携を図るほか、全店の営業店長は、北海道公安委員会に「不当要求防止責任者選任届」を提出し、定期的に同公安委員会主催の講習を受講しております。
- これらのほか、金融商品の販売等に関する法律に基づく「金融商品に係る勧誘方針」及び保険業法施行規則に基づく「保険募集指針」を策定・公表し、金融商品や保険商品の販売等に際しては重要事項の説明を行うなど、適切な勧誘を行うよう徹底しております。
- また、個人情報の保護に関する法律に基づき「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」を策定・公表し、個人情報の適切な保護に努めております。
- 当金庫は、今後も「コンプライアンス・マニュアル」等の内容を継続的に見直すとともに、関連部門間の連携及び役職員に対する教育を強化し、全役職員が一丸となってコンプライアンスに取り組んでまいります。

■コンプライアンス基本方針（遠軽信用金庫行動綱領）

- (信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任)
- 第1条 信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
(質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献)
- 第2条 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様本位の業務運営を通じて、お客様のニーズに応えらるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融及び非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。
(法令やルールの厳格な遵守)
- 第3条 あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
(地域社会とのコミュニケーション)
- 第4条 経営等の情報を積極的、効率的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実に努める。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。
(人権の尊重)
- 第5条 すべての人々の人権を尊重する。
(従業員の働き方、職場環境の充実)
- 第6条 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。
(環境問題への取り組み)
- 第7条 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
(社会参画と発展への貢献)
- 第8条 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。
(反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応)
- 第9条 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなかで、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の高度化に努める。

■反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。

3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、北海道暴力追放センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

■マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策方針

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下「マネロン等」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保するため、対策方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針
当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。
経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取り組みを主導します。
2. 管理態勢
当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命し、マネロン等対策の統括部門に、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。
3. リスクベース・アプローチ
当金庫は、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点からリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。
4. 顧客の管理方針
当金庫は、新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。
なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証拠資料等の提出を求めます。
5. 疑わしい取引の届出
当金庫は、営業店からの報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。
6. 経済制裁及び資産凍結の措置
当金庫は、取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。
7. 役職員の研修
当金庫は、マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。
8. 実効性の検証
当金庫は、マネロン等対策の管理態勢について、統括部門による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的に実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。
9. 顧客からの理解促進
当金庫は、新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取り組みます。

■利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針及び当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
(1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立又は競合する相手と行う取引
③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
(2) ①から③のほか、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
(1) 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
(2) 対象取引又はお客様との取引の条件又は方法を変更する方法
(3) 対象取引又はお客様との取引を中止する方法
(4) 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部門の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

お客様からの苦情等のお申し出につきましては金融ADR制度も踏まえ迅速な解決に努めます。

■金融ADR制度への対応について

金融ADR(Alternative Dispute Resolution、裁判外紛争解決制度)とは、金融商品等に係る紛争等に際して、裁判になる前に利用者からの申し立てを第三者機関(弁護士会仲裁センター等)が受け、裁定案を示すなど裁判以外の方法で、費用をかけずに中立・公正かつ迅速に解決を図る制度です。

■苦情処理措置

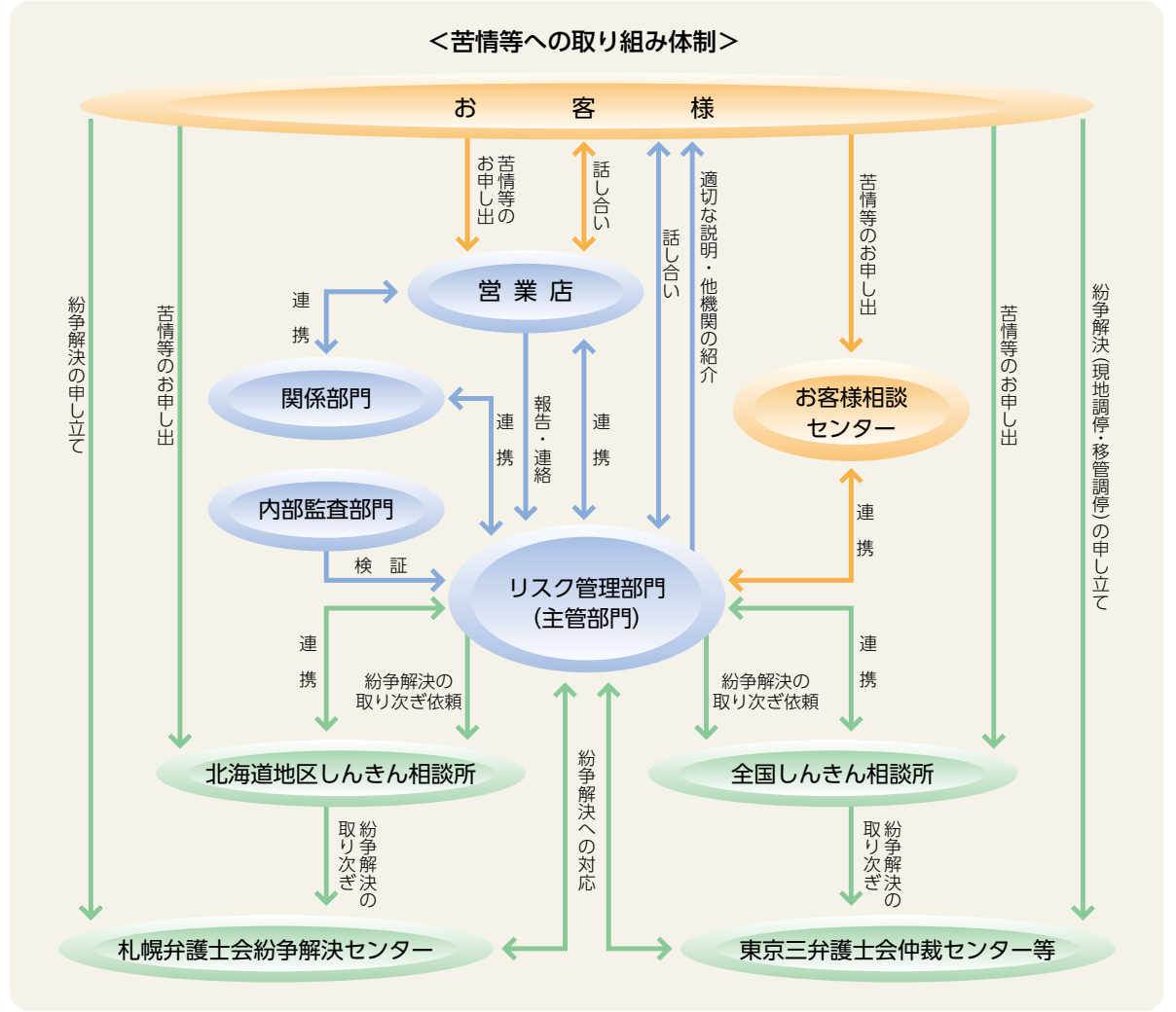
当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情等は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は38ページ参照)又は「お客様相談センター」(電話 0120-97-2141)にお申し出ください。

■紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記お客様相談センター、全国しんきん相談所(9時～17時、電話 03-3517-5825)又は北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話 011-221-3273)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話 03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話 03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話 03-3581-2249)又は札幌弁護士会(電話 011-251-7730)の仲裁センター等にお取り次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所又は当金庫お客様相談センター」にお尋ねください。



お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用に努めます。

■個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)(の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

1.当金庫の名称、住所、代表者の氏名
遠軽信用金庫
〒099-0495 北海道紋別郡遠軽町大通南1丁目1番地15
理事長 市川 裕 記

2.個人情報とは
本個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)における「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて〔住所・氏名・電話番号・生年月日〕等、特定の個人を識別することができる情報(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。)、又は「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- (1)身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ
＜例＞顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- (2)国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号
＜例＞運転免許証番号、パスポート番号、個人番号(マイナンバー)等

3.個人情報等の取得・利用について

- (1)個人情報の取得
 - ① 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするともに、偽りその他不正の手段により個人情報等取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
 - ② お客様の個人情報は、
 - ・預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
 - ・営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項
 - ・当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
 - ・電子交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
 - ・その他一般に公開されている情報等から取得しています。

- (2)個人情報の利用目的
・当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
 - ・お客様本人の同意がある場合、若しくは法令等により開示・提供が求められた場合を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはございません。

- A.個人情報(個人番号を含む場合を除きます。)(の利用目的)
 - ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
 - ② 公共債、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
 - ③ その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取り扱いが認められる業務を含む)

- (利用目的)
 - ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
 - ② 法令等に基づくご本人様の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
 - ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
 - ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供に係る妥当性の判断のため
 - ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
 - ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - ⑧ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ⑨ 市場調査、並びにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
 - ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
 - ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
 - ⑫ 各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
 - ⑬ その他、お客様とお取引を適切かつ円滑に履行するため

- (法令等による利用目的の限定)
 - ① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
 - ② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

- B.個人番号の利用目的
 - ① 出資配当金の支払いに関する法定書類作成・提供事務のため
 - ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
 - ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ④ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ⑤ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
 - ⑥ 預金口座付番に関する事務のため上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

- (3)ダイレクト・マーケティングの中止
当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、お取引店又は下記の当金庫相談窓口までお申出ください。

4.個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

5.個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- (1)お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求(第三者提供記録の開示も含みます。)(があった場合には、請求者ご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- (2)お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。
なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- (3)お客様本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止又は消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止又は消去を行います。
なお、調査の結果、利用停止又は消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- (4)お客様からの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- (5)以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、お取引店又は下記の当金庫相談窓口までお申出ください。必要な手続についてご案内させていただきます。

6.個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、又は毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1)個人データの適正な取り扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、お取引店又は下記の当金庫相談窓口にて、個人データの取り扱いに関するご質問・相談及び苦情を受け付けています。
- (2)取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者及びその任務等について定めています。
- (3)個人データの取り扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員及び当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実又はそのおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- (4)個人データの取り扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- (5)個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理及び持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6)アクセス制御を実施して、取扱者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

7.委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取り扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ・定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる事務

8.個人データの第三者提供について

当金庫は、お客様から同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面(電磁的記録を含みます)にて同意をいただくこととします。また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取り扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客様のご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください(ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます)。

9.個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取り扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人情報等の取り扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、お取引店又は下記の当金庫相談窓口までご連絡ください。

記

【個人情報等に関する相談窓口】
窓 口：遠軽信用金庫 経営戦略グループ 営業推進担当
住 所：〒099-0495 紋別郡遠軽町大通南1丁目1番地15
電話番号：0158-42-2141 FAX：0158-42-6783

幅広いニーズに対応できる 金融商品を取り揃えています。

■主要な事業の内容

- 1.預金及び定期積金の受け入れ
- 2.資金の貸し付け及び手形の割引引き
- 3.為替取引
- 4.上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
- (1)債務の保証又は手形の引き受け
- (2)有価証券((5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするもの又は書面取次行為に限る。)
- (3)有価証券の貸し付け
- (4)国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引き受け(売り出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引き受けに係る国債証券等の募集の取り扱い及びはね返り玉の買い取り
- (5)金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
- (6)短期社債等の取得又は譲渡
- (7)次に掲げる者の業務の代理
- 株式会社日本政策金融公庫
- 独立行政法人住宅金融支援機構
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- 独立行政法人農林漁業信用基金
- 北海道農業信用基金協会
- 北海道建設業信用保証株式会社
- 日本酒造組合中央会
- 独立行政法人福祉医療機構
- 年金積立金管理運用独立行政法人
- 日本銀行
- 一般社団法人しんきん保証基金
- 一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター
- 一般財団法人建設業振興基金
- 一般社団法人全国石油協会
- 独立行政法人勤労者退職金共済機構

- (8)次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
- イ 金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
- (9)次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
- ・信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
- 信金中央金庫
- (10)国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取り扱い
- (11)有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- (12)振替業
- (13)両 替
- (14)デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの((5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- (15)金融等デリバティブ取引((5)及び(14)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- (16)有価証券関連店頭デリバティブ取引(当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が(5)の証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によって決済されるものに限る。)((2)の業務に該当するものを除く。)
- 5.国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く。)
- 6.法律により信用金庫が営むことのできる業務
- (1)保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
- (2)当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託又は都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
- (3)電子記録債権法第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

■預金商品のご案内

2024年6月30日現在

種 類	商品の特色(内容)	期 間	お預入金額 (掛込金額)
総 合 口 座	一冊の通帳に普通預金(決済用預金を含む。)と定期性預金(定期預金・定期積金)がセットされており、必要な時には定期性預金残高の90%(最高300万円)まで自動的にご融資いたします。		
普 通 預 金	給与・年金のお受け取り、公共料金の自動支払など、お財布がわりにご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
決 済 用 預 金 (普通預金無利息型)	無利息の普通預金で、全額が預金保険制度の保護対象となります。現在お持ちの普通預金から、口座番号を変更せずに切り替えることもできます。	出し入れ自由	1円以上
貯 蓄 預 金	出し入れ自由な預金で、預金残高に応じた段階金利が適用される預金です。	出し入れ自由	1円以上
当 座 預 金	お取引引きの決済口座として、小切手、手形がご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
後見制度支援預金	後見制度を利用されているお客様向けの預金です。お客様の大切な預金を安全かつ簡便に管理することができます。	入出金の際は、 家庭裁判所発行の 「指示書」が必要 となります。	1円以上
通 知 預 金	まとまったお金の短期間の運用に最適です。	7日以上	1万円以上
ス ー パ ー 定 期	まとまったお金の運用に最適な、お利息の有利な預金です。個人のお客様で預入期間3年以上の場合は、半年複利もお選びいただけます。	1か月～5年	100円以上
大 口 定 期 預 金	まとまった大口資金の運用に最適な、お利息の有利な預金です。	1か月～5年	1,000万円以上
変動金利定期預金	お預け入れから半年ごとに金利動向に応じて金利が変動する預金です。個人のお客様で預入期間3年の場合は、半年複利もお選びいただけます。	1年～3年	100円以上
定 期 積 金	生活設計に合わせ、計画的な資金づくりに最適です。	6か月～10年	1万円以上

(注)ご預金により金利及び取扱期間等が異なります。詳しくは当金庫本支店の窓口へお問い合わせください。

■ローン商品のご案内

2024年6月30日現在

■主な個人ローン

種 類	資金のお使いみち(内 容)	期 間	ご融資金額
しんきん保証基金付住宅ローン	マイホームの購入(土地のみの購入も含みます。)、新築、建て替え、リフォーム、中古住宅の購入などにご利用ください。	40年以内	1億円以内
えんしん無担保住宅ローン	マイホームの購入(土地のみの購入も含みます。)、新築、建て替え、リフォーム、中古住宅の購入などにご利用ください。	25年以内	2,000万円以内
無担保リフォームローン	住宅の増改築、リフォームにご利用ください。	10年以内	500万円以内
えんしん個人ローン	結婚資金、レジャー資金など健康で文化的な生活を営むための資金にご利用ください。	10年以内	500万円以内
えんしんカーライフプラン	マイカーの購入資金などにご利用ください。	15年以内	1,000万円以内
えんしん教育カードローン	入学金、授業料、下宿・アパート入居費用などにご利用ください。	当座貸越 5年以内 証書貸付 10年以内	500万円以内
えんしんカードローン“太陽”	限度内で繰り返しご利用いただける便利なローンです。 当金庫と住宅ローン、しんきん保証基金付個人ローン又はしんきん保証基金付フリーローンのお取引引きをいただいているお客様、給与振込又は5大公共料金等の自動振替を行っていただいているお客様専用の「えんしんカードローン“太陽”《セットプラン100》」もご用意しています。	3 年	融資限度額 100万円以内
えんしん子育て応援プラン	出産、子育て、小学校入学準備に必要な資金などにご利用ください。	10年以内	100万円以内

■主な事業者ローン

種 類	資金のお使いみち(内 容)	期 間	ご融資金額
ア パ ー ト ロ ー ン	アパートの購入、新築、建て替え、増改築、リフォームなどにご利用ください。	30年以内	—
メ デ ィ カ ル ロ ー ン	病院・クリニックの開業、新築、建て替え、増改築などにご利用ください。	20年以内	5 億円以内
福 祉 ロ ー ン	グループホーム、グループハウス、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅開設資金などにご利用ください。	20年以内	5 億円以内
創 業 支 援 資 金 「 チャ レ ン ジ 」	新規事業の開業又は新規事業への進出に係る運転資金又は設備資金にご利用ください。 (取扱店：本店営業部、生田原支店、丸瀬布支店、中湧別支店、湧別支店、佐呂間支店)	担保の有無及び資金使途により 期間・ご融資金額が異なります。	

■職域サポートローン

種 類	資金のお使いみち(内 容)	期 間	ご融資金額
えんしん職域サポートローン	「えんしん職域サポート」契約先の役員・従業員のみなさまにご利用いただける専用のフリーローンです。	15年以内	1,000万円以内

「えんしん職域サポート」とは…
当金庫営業区域内で事業を営んでいる法人・個人事業所及び各種団体(地方公共団体を含む。))との契約により、契約先の役員・従業員のみなさまが、当金庫が提供するローン商品について、優遇金利の適用を受けられる制度です。
対象商品：えんしんカードローン“太陽”、えんしんカードローン“太陽”《セットプラン100》、えんしんカーライフプラン、えんしん教育プラン、えんしん教育カードローン、えんしん子育て応援プラン など

(注)ローン商品につきましては、融資対象、不動産担保、保証など一定の基準を満たす必要があります。
また、年収や借入金の合計などによってご融資金額が制限される場合や、金利とは別に保証料が必要な場合もありますので、詳しくは当金庫本支店の窓口へお問い合わせください。

〈金融商品に係る勧誘方針〉

- 当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。
- 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
 - 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
 - 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
 - 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
 - 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

ひとりでも多くの方のお役に立ちたい《えんしん》です。

■各種サービスのご案内

通帳アプリ口座	スマートフォンに専用のアプリから口座情報を登録するだけで、いつでも口座残高、入出金明細をご確認いただくことができ、定期預金へのお預け入れもできます。また、通帳アプリ機能を利用することで通帳が不要となり紛失の心配もなくなるほか、住所変更・喪失も印鑑不要でお手続きいただけます。 ※ご利用方法等の詳細は、お取引店へお問い合わせください。
WEB-FB	法人又は個人事業主がご利用いただける当金庫の会員の方向けの有料（一部無料）のインターネットバンキングサービスです。パソコンで、残高照会や入出金明細照会、総合振込、給与・賞与振込、口座振替等をご利用いただけます。
WEBバンキング	個人の方に無料でご利用いただけるインターネットバンキングサービスです。 パソコン・スマートフォン・携帯電話で、残高照会や入出金明細照会、振込、定期預金の預入・解約等をご利用いただけます。
ことら送金	個人又は個人事業主がご利用いただける株式会社ことらが提供する少額の個人間送金サービスです。BankPayアプリを通じて口座番号を指定した送金のほか、携帯電話番号やメールアドレスを指定した送金をご利用いただけます。 ※送金上限額は、1回あたり10万円、1日あたり10万円となります。
マルチペイメントネットワークサービス	WEB-FB又はWEBバンキングの画面から、ペイジー収納サービス（収納機関から送付された請求書（納付書）を用いて公共料金・税金などをお支払いいただけるサービス）をご利用いただけます。
電子記録債権サービス	でんさいネットが取り扱う「電子記録債権」により、安全・簡易・迅速に金銭債権の支払いや譲渡・割引等を行うことができる決済サービスです。
アンサーサービス	振込、取立などの入出金明細をファクシミリによりお知らせするサービスです。
公共料金等の口座振替	公共料金、税金、保険料、各種クレジット代金などを、ご指定の預金口座から自動的にお支払いするサービスです。
公共料金等の窓口収納サービス	通信料金、電気・ガス・水道・税金、通信販売、収納代行・各種クレジット代金など特定企業の払込票のバーコードを当金庫に設置している収納専用端末で読み取り、お支払いすることができるサービスです。
しんきん自動集金サービス	家賃、燃料代、新聞購読料などのお客様の集金業務を、当金庫がお客様に代わって、ご依頼の集金金額をお取引先の預金口座から自動振替で引き落とし、お客様の口座に一括してご入金するサービスです。
定額自動振込	毎月一定又は指定金額を、ご指定の預金口座に自動的にお振り込みするサービスです。
しんきんリアルタイム口座振替サービス	お客様が口座振替契約を締結されている企業の依頼に基づき、いつでも（24時間365日）即時にご指定の預金口座からお支払いするサービスです。
AIRPOST（エアポスト）	携帯電話3社（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社）が、共同で提供するスマートフォン向けメッセージアプリ「+メッセージ（プラスメッセージ）」を入口とした共通手続きプラットフォームから、住所及び電話番号の変更並びに口座振替の各種手続きがスマートフォンによりお手続きできるサービスです。 ※口座振替のお申し込みは、AIRPOSTに連携可能な企業及び団体のものとなります。
メールオーダーサービス	住所変更及び五大公共料金の預金口座振替のお手続きを、郵送により受け付けするサービスです。 ※お取引内容により、お手続きができない場合がありますので、詳しくはお取引店へお問い合わせください。

2024年6月30日現在

しんきんコンビニ収納サービス	お取引先企業の家賃、燃料代、新聞購読料などの販売代金等を、全国のコンビニ店舗で支払うことができるバーコード付払込票を作成し、回収した代金をお取引先企業の口座に一括してご入金するサービスです。
外貨両替	外国通貨（米ドル紙幣）の両替を行うサービスです。
貸金庫	有価証券、預金証書、貴金属など、お客様の大切な財産を安全に保管させていただくサービスです。宮の沢支店及び千歳支店では、当金庫職員を介さず、お客様が自由に貸金庫を出し入れいただける「全自動貸金庫」をご用意しています。
しんきん電子マネーチャージサービス	当金庫預金口座から、楽天Edy株式会社の「Edyチャージ」（預金口座振替により引き落とし）をご利用いただけるサービスです。
デビットカードサービス	当金庫のキャッシュカードでお買い物やお食事などの代金をお支払いいただけるサービスです。デビットカード加盟店の表示のあるお店でご利用いただけます。
しんきんゼロネットサービス	当金庫のキャッシュカードを、全国の信用金庫のATMで手数料無料でご利用いただけるサービスです。 ※ご利用いただけるサービスは、入出金、残高照会、振込となります。 ※ご利用の時間帯により所定の手数料が必要となる場合がありますので、詳しくはATM設置店へお問い合わせください。 ※お振込みの場合は所定の手数料が必要となります。
北海道銀行とのATM手数料相互無料化提携サービス	当金庫のキャッシュカードを、北海道銀行のATMで手数料無料でご利用いただけるサービスです。 ※ご利用いただけるサービスは、出金、残高照会、振込となります。 ※ご利用の時間帯により所定の手数料が必要となる場合がありますので、詳しくはATM設置店へお問い合わせください。 ※お振込みの場合は所定の手数料が必要となります。
ゆうちょ銀行ATMとの提携サービス	当金庫のキャッシュカードを、ゆうちょ銀行のATMでご利用いただけるサービスです。 ※ご利用いただけるサービスは、入出金、残高照会となります。
セブン銀行ATMとの提携サービス	当金庫のキャッシュカードを、全国の「セブンイレブン」・「イトーヨーカドー」の店舗に設置されているセブン銀行のATMでご利用いただけるサービスです。 ※ご利用いただけるサービスは、入出金、残高照会となります。
ローソン銀行ATMとの提携サービス	当金庫のキャッシュカードを、ローソン銀行のATMでご利用いただけるサービスです。 ※ご利用いただけるサービスは、入出金、残高照会となります。
イオン銀行ATMとの提携サービス	当金庫のキャッシュカードを、イオン銀行のATMでご利用いただけるサービスです。 ※ご利用いただけるサービスは、入出金、残高照会、振込となります。
ビューカードATMとの提携サービス	当金庫のキャッシュカードを、ビューカード（JR東日本）のATM（ビューアルッテ）でご利用いただけるサービスです。 ※ご利用いただけるサービスは、出金・残高照会となります。
宝くじサービス	ジャンボ宝くじ、全国通常宝くじ、レインボーくじ等の販売や当選金の払い戻しを行うサービスです。当金庫の本店、中湧別支店、佐呂間支店で取り扱いしています。
スポーツくじ（toto・BIG）の払い戻しサービス	指定されたサッカーの試合結果を予想するスポーツくじ「toto・BIG」の当せん金の払い戻しを行うサービスです。 当金庫の本店で取り扱いしています。

■主な手数料のご案内

■ATMのご利用手数料

・当金庫のATMをご利用の場合

ご利用日	お取引内容	ご利用時間	キャッシュカード発行金融機関別手数料				
			当金庫	その他信用金庫	北海道銀行	ゆうちょ銀行	その他の金融機関 (信用金庫以外)
平 日	入出金・振 込	8:45 ～ 18:00	無 料	無 料	無 料(※1)	110円(※2)	110円(※3)
		18:00 ～ 19:00		110円	110円(※1)	220円(※2)	220円(※3)
土 曜 日	入出金・振 込	9:00 ～ 14:00	無 料	無 料	110円(※1)	110円(※2)	220円(※3)
		14:00 ～ 18:00		110円		220円(※2)	
日曜日・祝日 土 曜 祝 日	入出金・振 込	9:00 ～ 18:00	無 料	110円	110円(※1)	220円(※2)	220円(※3)
年末休業日	入出金・振 込	9:00 ～ 18:00	無 料	110円	110円(※1)	220円(※2)	220円(※3)
正月三が日	入出金・振 込	9:00 ～ 18:00	無 料	110円	110円(※1)	220円(※2)	220円(※3)

(※1) 北海道銀行のキャッシュカードでのご入金は、ご利用いただけません。
(※2) ゆうちょ銀行のキャッシュカードでのお振り込みは、ご利用いただけません。
(※3) その他金融機関のキャッシュカードについては、ご入金のお取り扱いができない場合があります。

(注)1. お振り込みの場合は、ATMご利用手数料のほか、当金庫所定の手数料がかかります。
2. 店舗によってATMのお取り扱い時間が異なりますので、詳しくは当金庫本支店の窓口へお問い合わせください。
3. 金額には、消費税(10%)が含まれています。

・当金庫の提携先のATMで当金庫キャッシュカードをご利用の場合

ご利用金融機関名	お取引内容	ご利用日	ご利用時間	手数料
北海道銀行(※1)	出 金・振 込	平 日	8:00 ～ 8:45	110円
			8:45 ～ 18:00	無 料
			18:00 ～ 21:00	110円
		土 曜 日 日曜日・祝日	8:00 ～ 21:00	110円
ゆうちょ銀行(※1)	入出金	平 日	8:00 ～ 8:45	220円
			8:45 ～ 18:00	110円
			18:00 ～ 21:00	220円
		土 曜 日	8:00 ～ 9:00	220円
			9:00 ～ 14:00	110円
			14:00 ～ 21:00	220円
セブン銀行(※2)	入出金	日曜日・祝日	8:00 ～ 21:00	220円
			0:00 ～ 24:00	110円
			8:00 ～ 24:00	220円
ローソン銀行(※2)	入出金	平 日	0:00 ～ 8:45	220円
			8:45 ～ 18:00	110円
			18:00 ～ 24:00	220円
		土 曜 日 日 曜 日	0:00 ～ 24:00	220円
イオン銀行(※3)	入出金	平 日	8:00 ～ 8:45	220円
			8:45 ～ 18:00	110円
			18:00 ～ 21:00	220円
		土 曜 日	8:00 ～ 9:00	220円
			9:00 ～ 14:00	110円
			14:00 ～ 21:00	220円
	振 込	日曜日・祝日	8:00 ～ 21:00	220円
			8:00 ～ 8:45	220円
			8:45 ～ 18:00	110円
			18:00 ～ 24:00	220円
ビューカード(※2)	出 金	平 日	0:00 ～ 2:00	220円
			4:00 ～ 8:45	220円
			8:45 ～ 18:00	110円
			18:00 ～ 24:00	220円
		土 曜 日	0:00 ～ 2:00	220円
			4:00 ～ 9:00	220円
			9:00 ～ 14:00	110円
			14:00 ～ 24:00	220円
		日 曜 日	8:00 ～ 24:00	220円
			8:00 ～ 24:00	220円

(※1) 12月31日～1月3日のご利用時間及び金額は、祝日扱いとなります。
(※2) 祝日、12月31日、1月2日～1月3日のご利用時間及び金額は、それぞれ曜日のご利用時間及び金額となります。1月1日のご利用時間及び金額は、日曜日扱いとなります。
(※3) 12月31日～1月3日、5月3日～5月5日のご利用時間及び金額は、祝日扱いとなります。

(注)1. 上記以外の金融機関につきましては、各金融機関ごとに所定の手数料がかかります。
2. お振り込みの場合は、ATMご利用手数料のほか、振込手数料がかかります。
3. 金額には、消費税(10%)が含まれています。

上記以外のサービスの内容、手数料等の詳細につきましては、当金庫本支店の窓口へお問い合わせください。

2024年6月30日現在

■お振込手数料

振込種類		金額区分	手数料			
			会員区分	同一店内	当金庫本支店あて	他金融機関あて
窓口振込		5万円未満	非 会 員	220円	220円	550円
			会 員			
		5万円以上	非 会 員	440円	440円	770円
			会 員			
定額自動振込(※)		5万円未満	非 会 員	110円	110円	330円
			会 員			
		5万円以上	非 会 員	330円	330円	550円
			会 員			
ATM振込	現金による振込	5万円未満	非 会 員	110円	110円	440円
			会 員			
		5万円以上	非 会 員	330円	330円	660円
			会 員			
	キャッシュカードによる振込	5万円未満	非 会 員	110円	110円	330円
		5万円以上	会 員	無 料		
WEB、FB、HB、 テレホンバンキングによる振込		5万円未満	非 会 員	330円	330円	550円
			会 員	無 料		
		5万円以上	非 会 員	330円	330円	550円
			会 員	無 料		
		5万円未満	非 会 員	110円	110円	330円
			会 員	無 料		
		5万円以上	非 会 員	330円	330円	550円
			会 員	無 料		

(※) お振込手数料の他、口座振替手数料1件につき55円(税込)申し受けます。
(注)1. 同一店内(ATM振込等)の手数料は、振込元口座と振込先口座が同一店舗にある場合が対象となります。
2. 視覚や手などの障がいによる「身体障害者手帳」を持参された方が本人名義で行う窓口でのお振り込みは、ATM振込等の振込手数料と同額となります。
3. 金額には、消費税(10%)が含まれています。

■両替等手数料

種 類	枚 数	手数料
窓口両替手数料 (1件あたり) 硬貨金種指定払出手数料 (1回あたり)	1枚～20枚	無 料
	21枚～100枚	330円
	101枚～500枚	440円
	501枚～1,000枚	880円
	1,001枚～1,500枚	1,320円
	1,501枚～2,000枚	1,760円
両替機利用手数料 (1回あたり)	2,001枚以上 500枚毎に440円加算	
	1枚～20枚	無 料
	21枚～100枚	200円
	101枚～1,000枚	400円
大量硬貨入金手数料 (1回あたり)	1,001枚以上	600円
	1枚～300枚	無 料
	301枚～1,000枚	330円
	1,001枚～2,000枚	550円
	2,001枚以上 1,000枚毎に220円加算	

(注)1. 窓口での両替が定例的(週1回以上)にある場合の両替手数料につきましては、窓口へお問い合わせください。
2. 金額には、消費税(10%)が含まれています。
3. 両替枚数は、両替前又は両替後のいずれが多い枚数といたします。

■各種バンキングサービス手数料

サービスの種類	内 容	手数料
WEBバンキング基本手数料	一	無 料
WEB-FB基本手数料		2,200円
	都度振込契約のみ	月 額 1,100円
	口座振替契約のみ	無 料
WEB用ハードウェアトークン再発行手数料(※)	1個	1,100円

(※) 紛失・盗難・破損による交換の場合の手数料となります。
(注)1. 上記手数料は、1契約あたりの手数料となります。
2. 金額には、消費税(10%)が含まれています。

■その他手数料

種 類	内 容	手数料
小切手帳代金	1冊 (50枚綴)	2,200円
約束手形帳代金		
為替手形帳代金		
金融機関借入用約束手形用紙	1 枚	660円
当座預金口座開設手数料	1 口座	11,000円
自己宛小切手発行手数料	1 枚	550円
預積金通帳再発行手数料	1 冊	1,100円
預金証書再発行手数料	1 枚	
債券お取引通帳再発行手数料	1 冊	
キャッシュカード再発行手数料	1 枚	
ローンカード再発行手数料	1 枚	1,320円
預金残高証明書発行手数料	1 通	550円
融資残高証明書発行手数料		
債務保証残高証明書発行手数料		
代理業務貸付残高証明書発行手数料		
ファームバンキング(FB)基本手数料	月 額	2,200円
ホームバンキング(HB)基本手数料	月 額	1,100円
アンサーサービス利用手数料	月 額	
電子記録債権サービス基本手数料(※1)	月 額	
夜間金庫利用手数料	年 額	330,000円
貸金庫使用料	年 額	6,600円
全自動貸金庫使用料(※2)	年額	H60 一般 13,200円
		タイプ 優遇 6,600円
		H100 一般 19,800円
		タイプ 優遇 9,900円
		H140 一般 26,400円
		タイプ 優遇 13,200円
未利用口座管理手数料(※3)	年 額	1,320円

(※1) 債権者限定利用の場合は、無料となります。
(※2) 全自動貸金庫のお取り扱いには、宮の沢支店及び千歳支店となります。
なお、優遇手数料の適用には所定のお取り引きが必要となりますので、詳しくは宮の沢支店又は千歳支店の窓口へお問い合わせください。
(※3) 最終取引日から、2年以上お取引のない普通預金口座(総合口座・決済用預金・通帳アプリ口座を含みます。)が対象となります。
(注) 金額には、消費税(10%)が含まれています。

上記以外のサービスの内容、手数料等の詳細につきましては、当金庫本支店の窓口へお問い合わせください。

■店舗一覧

(金融機関コード:1033)

遠紋ブロック

店舗名	店舗コード	所在地	電話番号	ATMコーナー	
				平日	土・日・祝
本店	001	〒099-0495 紋別郡遠軽町大通南1丁目1番地15	TEL(0158)42-2141	8:45～19:00	9:00～18:00
本店西町出張所	001	〒099-0428 紋別郡遠軽町西町2丁目3番地87	TEL(0158)42-1241	8:45～17:00	－
本店南町出張所	001	〒099-0414 紋別郡遠軽町南町3丁目2番地198	TEL(0158)42-2768	8:45～19:00	9:00～18:00
生田原支店	002	〒099-0701 紋別郡遠軽町生田原253番地	TEL(0158)45-2321	8:45～17:00	－
丸瀬布支店	003	〒099-0203 紋別郡遠軽町丸瀬布中町83番地	TEL(0158)47-2131	8:45～19:00	9:00～18:00
丸瀬布支店白滝出張所	003	〒099-0111 紋別郡遠軽町白滝138番地1	TEL(0158)48-2141	8:45～17:00	－
中湧別支店	005	〒099-6329 紋別郡湧別町中湧別中町571番地	TEL(01586)2-2141	8:45～19:00	9:00～18:00
湧別支店	006	〒099-6404 紋別郡湧別町栄町112番地2	TEL(01586)5-2311	8:45～17:00	－
佐呂間支店	007	〒093-0502 常呂郡佐呂間町字永代町99番地の1	TEL(01587)2-3021	8:45～19:00	9:00～18:00
佐呂間支店若佐出張所	007	〒091-0551 常呂郡佐呂間町字若佐132番地の12	TEL(01587)2-8201	8:45～17:00	－
紋別支店	011	〒094-0004 紋別市本町6丁目2番22号	TEL(0158)24-4551	8:45～19:00	9:00～18:00

旭川ブロック

店舗名	店舗コード	所在地	電話番号	ATMコーナー	
				平日	土・日・祝
旭川支店	009	〒070-0032 旭川市2条通6丁目73番地	TEL(0166)24-1336	8:45～17:00	－
新町支店	012	〒070-0054 旭川市4条西4丁目1番5号	TEL(0166)23-2141	8:45～17:00	－
末広支店	014	〒071-8131 旭川市末広1条2丁目1番26号	TEL(0166)53-7575	8:45～17:00	－
永山支店	016	〒079-8413 旭川市永山3条12丁目2番1号	TEL(0166)47-1141	8:45～19:00	9:00～18:00
豊岡支店	019	〒078-8233 旭川市豊岡3条4丁目1番1号	TEL(0166)35-2141	8:45～17:00	－

北見ブロック

店舗名	店舗コード	所在地	電話番号	ATMコーナー	
				平日	土・日・祝
北見支店	010	〒090-0043 北見市北3条西5丁目2番地	TEL(0157)23-7471	8:45～17:00	－
西富支店	015	〒090-0831 北見市西富町1丁目1番4号	TEL(0157)61-2141	8:45～19:00	9:00～18:00
東支店	018	〒090-0015 北見市公園町113番地26	TEL(0157)61-2161	8:45～17:00	－

札幌ブロック

店舗名	店舗コード	所在地	電話番号	ATMコーナー	
				平日	土・日・祝
中央支店	022	〒060-0061 札幌市中央区南1条西7丁目5番地3	TEL(011)272-2141	8:45～19:00	9:00～18:00
札幌支店	020	〒001-0022 札幌市北区北22条西5丁目2番35号	TEL(011)707-2141	8:45～17:00	－
月寒支店	021	〒062-0020 札幌市豊平区月寒中央通4丁目2番10号	TEL(011)853-2141	8:45～17:00	－
宮の沢支店	023	〒063-0826 札幌市西区発寒6条10丁目5番5号	TEL(011)661-2141	8:45～17:00	－
千歳支店	024	〒066-0064 千歳市錦町1丁目9番地1	TEL(0123)26-2141	8:45～17:00	－

■店外ATM一覧

設置場所	所在地
遠軽町役場	紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1
道の駅遠軽 森のオホーツク(※1)	紋別郡遠軽町野上150番地1
湧別町役場	紋別郡湧別町上湧別屯田市街地318番地
佐呂間町役場	常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1
東武端野店	北見市端野町三区572番地1
陸上自衛隊 遠軽駐屯地(※2)	紋別郡遠軽町向遠軽272番地

(※1)一部お取り扱いできないお取り扱いがあります。

(※2)他金融機関との共同運営のため、一部お取り扱いできないお取り扱いがあります。

私たち《えんしん》は、
これからも着実に歩みつづけます。

1950年	7月	遠軽町、旧丸瀬布町、旧生田原町、旧白滝村、旧上湧別町、湧別町、佐呂間町及び旧若佐村を地区とする遠軽信用組合の設立	2000年	2月	佐呂間町役場への店外ATMの開設
			2000年	7月	宝くじの業務取扱開始
1952年	6月	遠軽信用金庫に改組	2000年	10月	郵便局(現ゆうちょ銀行)とのATM提携開始
1955年	11月	生田原、丸瀬布、湧別、佐呂間各支店及び白滝出張所の開設	2000年	12月	しんきんゼロネットサービスの取扱開始
			2001年	3月	サッカーくじの支払業務取扱開始
1958年	5月	白滝出張所を支店に変更	2001年	7月	損害保険窓口販売業務取扱開始
1959年	8月	若佐出張所の開設	2003年	4月	生命保険窓口販売業務取扱開始
1960年	6月	若佐出張所を支店に変更	2003年	7月	ホームページの開設
1962年	7月	湧別支店を中湧別支店に改称	2004年	5月	IYバンク銀行(現セブン銀行)とのATM提携開始
1962年	12月	湧別支店の開設	2004年	12月	WEB-FBサービスの取扱開始
1965年	3月	旭川地区(旭川市・上川町・愛別町・当麻町)の拡張	2005年	4月	WEBバンキングサービスの取扱開始
1966年	3月	旭川支店の開設	2006年	2月	住宅金融公庫(現住宅金融支援機構)「フラット35」の取扱開始
1966年	4月	旧生田原町指定金融機関の業務取扱開始			
1967年	4月	旧丸瀬布町指定金融機関の業務取扱開始	2006年	8月	国民生活金融公庫(現日本政策金融公庫)との業務提携開始
1968年	6月	旧白滝村指定金融機関の業務取扱開始	2006年	10月	北見工業大学と包括連携協定締結
1969年	4月	北見地区(北見市・旧留辺蘂町)の拡張	2007年	11月	農林漁業金融公庫(現日本政策金融公庫)との業務協力開始
1970年	6月	旭川地区(旧神楽町)の拡張			
1970年	11月	北見支店の開設	2007年	12月	宮の沢支店の開設(札幌市)
1971年	3月	紋別地区(紋別市)の拡張	2008年	8月	お客様の声(ハガキ)受付箱の設置
1972年	1月	旭川地区(旧東鷹栖町)の拡張	2009年	10月	湧別町役場への店外ATMの開設
1972年	9月	紋別支店の開設	2010年	10月	白滝支店及び若佐支店を出張所に変更
1973年	6月	旭川地区(鷹栖町・東川町・東神楽町)の拡張	2011年	2月	標準傷害保険の取扱開始
1973年	12月	日本銀行と当座取引開始	2011年	10月	メールオーダーサービス(郵送による住所変更手続き)の取扱開始
1974年	6月	北見地区(旧端野町・訓子府町)の拡張			
1974年	8月	新町支店の開設(旭川市)	2011年	11月	西町支店を出張所に変更
1974年	11月	日本銀行歳入代理店の業務取扱開始	2013年	2月	電子記録債権サービスの取扱開始
1975年	11月	佐呂間町指定金融機関の業務取扱開始	2013年	6月	広報誌「Wingえんがる」の創刊
1976年	6月	旭川地区(比布町)、北見地区(旧常呂町・美幌町)の拡張	2013年	9月	しんきん保証基金付消費者ローンのインターネット申込(24時間受付)の取扱開始
			2013年	10月	しんきん電子マネーチャージサービスの取扱開始
1976年	10月	西町支店の開設(遠軽町)	2014年	3月	笠松元会長逝去
1978年	11月	末広支店の開設(旭川市)	2014年	10月	出資証券不発行化の導入
1980年	11月	西富支店の開設(北見市)	2014年	12月	ICキャッシュカードの取扱開始
1982年	9月	永山支店の開設(旭川市)	2016年	1月	東京農業大学と包括連携協定締結
1983年	6月	紋別地区(興部町)の拡張	2016年	11月	南町支店を出張所に変更
1983年	9月	南町支店の開設(遠軽町)	2017年	4月	出張所に昼休みを導入
1984年	8月	東支店の開設(北見市)	2017年	6月	中央支店の休日営業(土曜窓口営業)開始
1987年	6月	紋別地区(雄武町)の拡張	2018年	2月	信託契約代理業務の取扱開始
1988年	9月	豊岡支店の開設(旭川市)	2018年	10月	遠軽信用金庫OB会の設立
1989年	4月	旧湧別町指定金融機関の業務取扱開始	2019年	6月	札幌地区(小樽市・岩見沢市・千歳市・苫小牧市・新篠津村)の拡張
1989年	5月	陸上自衛隊遠軽駐屯地への店外ATMの開設	2019年	9月	北海道銀行とのATM手数料相互無料化の提携開始
1991年	5月	札幌地区(札幌市・江別市・当別町・月形町・浦臼町・新十津川町・雨竜町)、旭川地区(妹背牛町・深川市)の拡張	2019年	12月	道の駅「遠軽 森のオホーツク」への店外ATMの開設
			2020年	3月	西町出張所、白滝出張所、若佐出張所に午前中営業を導入
1992年	8月	札幌支店の開設			
1992年	9月	村上会長逝去	2021年	4月	ローソン銀行とのATM提携開始
1992年	11月	両替商の業務取扱開始	2021年	7月	昼休みの導入店舗を拡大(本店営業部、旭川支店、北見支店及び札幌地区の営業店を除く全支店)
1994年	10月	月寒支店の開設(札幌市)			
1995年	5月	札幌地区(恵庭市・旧広島町・旧石狩町)の拡張	2022年	8月	えんしんビジネスクラブ設立総会の開催
1995年	9月	東武端野店への店外ATMの開設	2023年	4月	湧別町指定金融機関の業務取扱開始
1998年	10月	中央支店の開設(札幌市)	2023年	4月	中湧別支店に北海道銀行との「共同窓口」を設置
1998年	11月	遠軽町指定金融機関の業務取扱開始	2023年	11月	千歳支店の開設(千歳市)
1999年	10月	遠軽町役場への店外ATMの開設			

ENGARU SHINKIN BANK DISCLOSURE 2024



<https://www.shinkin.co.jp/engaru/>